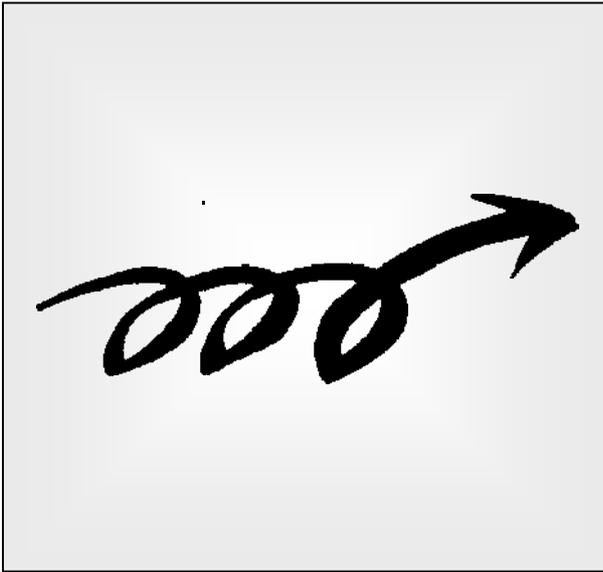


令和7年度

豊田市区長会 第2回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和7年4月23日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 阿垣副会長／場所 市役所南庁舎5階 南51会議室】

1 豊田市民の誓い唱和

深津書記

2 会長 挨拶

3 豊田警察署 報告・説明

ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		—	別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。		
2	警察署と地区区長会との連携について		—	別紙
	依頼内容	・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。		

4 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

1	役員会・総務委員会合同研修会について（案）		—	1
	協議内容	・別紙のとおりです。		
2	区長会費用弁償の支給について		—	2
	報告内容	・別紙のとおりです。		
3	地区区長会運営費の口座確認について		—	4
	依頼内容	・豊田市区長会及び豊田市区長会共済会から各地区区長会の口座に「地区運営費」を振り込みます。（振込予定日：6月7日） ・変更の有無に関わらず、区長会事務局に口座の報告をお願いします。 【報告期限】5月9日（金） 【提出先】区長会事務局（地域交流課）又は支所（電話：34-6629/FAX：35-4745）		
4	区長会役員への各種委員委嘱（案）について		—	5
	協議事項	・別紙のとおり各種委員への就任をお願いします。 ・任意様式での承諾書等の提出が必要な方におかれましては、同封の書類を区長会事務局に提出くださいますようお願いいたします。 【提出先】区長会事務局（電話：34-6629/FAX：35-4745）		
5	区長会総会の運営（案）について		—	7
	協議内容	・別紙のとおりです。		
6	第57回おいでん祭りの協賛について		—	12
	協議内容	・別紙のとおりです。		
7	区長便依頼の可否判断について		—	15
	協議内容	・別紙のとおりです。		

5 共済会運営委員会 報告事項

1	今期見舞金の支給状況について		—	16
	報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。		

6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

1	社会福祉協議会の会費等の募集について		社会福祉協議会	1
	依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の事業について説明 ・社協会費・共同募金・日赤活動資金の募集 【連絡先(社協事業・会費等の募集について)】 豊田市社会福祉協議会総務課（電話：34-1131/FAX：32-6011）		
2	一斉改選に伴う民生委員・児童委員、主任児童委員の候補者の選出について		よりそい支援課	2
	依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉改選に伴う民生委員の候補者調書の提出をお願いします。 ・5月地区区長会に市職員及び地区民児協役員が出席し、様式の提供及び概要説明を行います。 【期限】令和7年8月25日（月） 【連絡先】よりそい支援課（電話：34-6791/FAX：33-2940）		
3	避難行動要支援者の支援について		よりそい支援課	3
	依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援について、昨年度に引き続きご協力をお願いします。 ・6月地区区長会に市職員が出席し、避難行動要支援者名簿の更新、名簿の活用方法等の説明を行います。 【連絡先】よりそい支援課（TEL:34-6791 / FAX:33-2940）		
4	令和7年度全国一斉情報伝達訓練の実施について		防災対策課	4
	依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を通じて訓練放送が実施されます。 ・受信状況の確認をお願いします（自治区放送施設を有する自治区のみ）。 【連絡先】防災対策課 電話：34-6750/FAX：34-6048 メール：bousai@city.toyota.aichi.jp		

5	豊田市地域包括支援センター事業への協力について	高齢福祉課		6
	依頼内容 ・高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えるために、中学校区ごとに設置している高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターから、会議等への参加や回覧の依頼等をさせていただくことがありますので、御協力をお願いします。 【連絡先】 高齢福祉課（電話：34-6984/FAX：34-6793）			
6	行方不明高齢者等に関する取組への御協力のお願い	高齢福祉課		5
	依頼内容 ・平成29年11月27日に市、豊田市区長会等との間で締結した「徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書」に基づき、当課が行う取組への御協力をお願いします。 【連絡先】 高齢福祉課（電話：34-6984/FAX：34-6793）			
7	令和7年国勢調査における調査員の推薦について（お願い）	（総）庶務課		7
	依頼内容 ・国勢調査員の推薦にご協力をお願いします。 ・各地区区長会にお伺いし説明及び依頼をさせていただきます。 【期限】 令和7年6月13日（金） 【連絡先】 庶務課 電話：34-6986/FAX：33-2221 メール：shomu@city.toyota.aichi.jp			
8	第27回参議院議員通常選挙における投票管理者等の推薦の御協力について（事前案内）	選挙管理委員会事務局		8
	依頼内容 ・今回の文書は、依頼事項の事前案内です。後日、詳細を文書で正式に依頼します。 【内容】 ○投票日当日の投票立会人（2名）の推薦、投票所施設の使用承諾 ○期日前投票の投票管理者（1名）、投票立会人（2名）の推薦 ○選挙公報の配布 【連絡先】 選挙管理委員会事務局 電話：34-6667/FAX：31-8623 メール：senkyo@city.toyota.aichi.jp			
9	名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣について	観光誘客推進課		9
	情報提供 ・各地区コミュニティ会議に、チアグランパスの派遣を案内するものです。 【申込締切】 令和7年7月31日（木） 【連絡先】 魅力創造部観光誘客推進課 電話：34-6758/FAX：32-9779 メール：kankou@city.toyota.aichi.jp			

条例、盛土規制法について		開発調整課	
10	情報提供 ・ 条例、盛土規制法の内容を説明します。 【連絡先】 開発調整課（ 電話：34-6744 / FAX：34-6011 ）		10
二十歳のつどい検討委員会での検討結果について		こども・若者政策課	
11	報告内容 二十歳のつどい検討委員会における検討結果について報告します。 【概要】 会場について、委託費について等 【連絡先】 こども・若者政策課（電話：34-6630 / FAX：34-6938 ）	-	11
第8次豊田市防犯活動行動計画の策定について		交通安全防犯課	
12	情報提供 ・ 第8次豊田市防犯活動行動計画を策定について 【連絡先】 交通安全防犯課 電話：34-6633/FAX：32-3794 メール：bouhan@city.toyota.aichi.jp		12

7 5月区長便のお知らせ

・・・ 17

8 意見交換

区長会として市に要望したいこと、自治区運営で困っていて他自治区に聞きたいこと

9 その他

【参考資料】 自治区・地区コミュニティ会議等に対する委員推薦依頼一覧

…… 別紙

【第3回役員会】 5月28日（水） 14：00～ 市役所南庁舎5階 南51会議室

役員会・総務委員会合同研修会について（案）

- 1 日程：令和7年7月17日（木）
- 2 対象：役員及び総務委員
- 3 目的：災害対策を中心に、他市の事例について学び自治区運営の参考とする。
- 4 視察先候補について
 - ・以下の2案について希望する順を決定してください。
 - ・視察先の都合により、内容が変更となる場合があります。

（1）長野（日帰り）

＝主な視察先＝

・南木曾町土石流（南木曾町）

平成26年に南木曾町で発生した土石流災害の現場見学や、防災についての取組等のお話を、町の担当者や自治会の方々から伺う予定。

・お昼/散策場所 馬籠宿

（2）滋賀（日帰り）

＝主な視察先＝

・大野木長寿村まちづくり会（地域の支え合いに関する取組）

高齢者の困りごと支援（修理、草刈り、相談）、付き添い支援サービスや移動売店など、集落の課題解決に取り組んでいる。豊田市のお助け隊と類似の活動をしているため、情報交換などを実施する予定。

・お昼/散策場所 長浜市内

豊田市区長会費用弁償支給規程

1 支給対象となる会議等

- (1) 区長会定例会議としての役員会、4役会議、総務委員会、会計監査、選考委員会
- (2) 区長会活動の一環として、臨時に開催される会議等で、会長が必要と認めるもの
- (3) 主催団体からの正式な依頼により、区長会代表委員として会議、行事に出席した場合で、主催団体から報酬、謝礼、報償金又は費用弁償の類が支給されない場合

2 費用弁償の額

費用弁償の額は、交通費実費支弁額とし、次の区分による額とする。

- (1) 会議等の場所から地区区長会の属する交流館・支所までの距離を直線で測定し、全行程が1 km以上ある場合に、30円/km（全行程で1 km 未満の端数は切り捨てる。）を支給する。
- (2) 会議等の場所が豊田市役所である場合の費用弁償額は、下表のとおりとする。

区長会名	費用弁償額	区長会名	費用弁償額
崇化館地区	30円	若園地区	570円
梅坪台地区	150円	猿投台地区	270円
浄水地区	240円	井郷地区	270円
朝日丘地区	90円	猿投地区	480円
逢妻地区	180円	保見地区	390円
高橋地区	120円	石野地区	540円
美里地区	120円	松平地区	360円
益富地区	240円	藤岡地区	780円
豊南地区	210円	藤岡南地区	540円
末野原地区	270円	小原地区	1,260円
上郷地区	450円	足助地区	900円
竜神地区	270円	旭地区	1,470円
若林地区	480円	下山地区	930円
前林地区	540円	稲武地区	2,100円

- (3) 区長会会長が出席するもので、区長会行事（総会、役員会、4役会など）を除く会議及び行事に出席したときは、前号の規定による費用弁償を行わないものとし、1回につき3,000円を支給する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(区長会会長用の費用弁償を追加する。費用弁償の浄水地区を追加する。)

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(区長会会長用の費用弁償を1回あたり2,000円から3,000円に変更する。)

区長会会長の行動費について（内規）

会長の行動費について以下のとおりとする。

費用弁償：3,000円×100回＝300,000円の定額で支給する。
支払方法：年2回（前期分9月、後期分3月）

附 則

（施行期日）

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

（費用弁償を1回あたり2,000円から3,000円に変更する。)

令和7年4月17日

«地区名» 地区区長会会長様

豊田市区長会

地区区長会運営費の口座確認について（依頼）

豊田市区長会では、役員会での報告事項の伝達や、地区内の円滑な協力体制構築のため、毎月1回の地区区長会の実施をお願いしております。

つきましては、各地区区長会に対し、「地区運営費」（35,000円（区長会から20,000円、共済会から15,000円）×自治区数）を地区区長会の口座に振り込みます。（振込予定：6月7日（金））

現在把握しております口座は下記のとおりですので、ご確認いただき、情報変更の有無を本紙にご記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

1 現在の登録口座情報

銀行名／口座番号：《振込口座_銀行名・支店名・口座番号》

口座名義：《口座名義》

（口座情報変更有無について：レ点をお願いします。）

変更あり

変更なし

※変更のある地区は、口座情報の分かるページのコピーを添付してください。

2 提出方法

以下どちらかの方法でご提出ください。

- ① 区長会事務局（地域交流課）へFAX（35-4745）
- ② 区長会事務局（地域交流課）又は各支所窓口へ直接提出

3 提出期限

令和7年5月9日（金）までにご提出ください。

【問合せ及び提出先】

豊田市区長会事務局 中山、田中

電話：34-6629

FAX：35-4745

区長会役員への各種委員委嘱状況について(令和7年4月現在)

委嘱依頼数の経年比較

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総委嘱依頼数	46	48	46	42	39	42
会 長	11	12	12	12	11	11
副会長	3	4	4	2	2	3
副会長兼書記	3	3	3	2	1	2
副会長兼会計	3	3	2	2	1	1
書 記	3	2	2	3	1	2
会 計	2	2	2	2	1	1
理 事	21	21	21	19	22	22
その他	0	1	0	0	0	0

区長会役員への各種委員委嘱（案）

No.	所管する 所属・機関	組織名	就任する 役職	R7			
				地区区名	自治区名	職名	役員氏名
1	人事課	豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会	委員	藤岡南	藤宮	理事	小川和成
2	行政改革推進課	豊田市地域経営懇話会	委員	高橋	平井町	理事	鈴木延保
3	環境政策課	豊田市環境審議会	委員	豊南	下野見	理事	杉浦正春
4	循環型社会推進課	とよたエコライフ倶楽部	代表	藤岡	上渡合	副会長兼書記	阿垣剛史
5	環境保全課	不良な生活環境を解消するための審議会	委員	若園	中根	理事	加藤孝雄
6	商業観光課	豊田おいでんまつり実行委員会	委員	崇化館	二区東部	書記	深津澄男
7	産業労働課	中村寿一・豊田喜一郎顕彰会	世話人	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
8	交通政策課	豊田市公共交通会議	委員	足助	足助	理事	三宅利幸
9	西山公園	緑の募金委員会	副会長	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
10	公園緑地つかう課	豊田市市街地緑地保全審議会	委員	浄水	向山	理事	足羽隼哉
11	こども・若者政策課	子どもにやさしいまちづくり推進会議	委員	逢妻	本地	理事	杉本剛
12	こども・若者政策課	社会を明るくする運動 豊田市推進委員会	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
13	都市計画課	名古屋鉄道三河線整備促進期成同盟会	会員	若林	若林	副会長	都築淳
14	都市計画課	豊田市都市計画審議会	委員	美里	神池	理事	佐藤弘
15	経営戦略課	豊田市市政顧問会議	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
16	秘書課	豊田市表彰審査委員会	委員	藤岡	上渡合	副会長兼書記	阿垣剛史
17	国際まちづくり推進課	豊田市多文化共生推進協議会	委員	保見	公団保見ヶ丘	理事	楓原和子
18	地域支援課	豊田市民の誓い推進協議会	役員	井郷	高町	理事	堀俊裕
19	交通安全防犯課	豊田市交通安全 市民会議	会長	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
20	防災対策課	豊田市防災会議	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
21	防災対策課	豊田市国民保護協議会	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
22	地域包括ケア企画課	(公財) 豊田地域医療センター	評議員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
23	総務監査課	豊田市社会福祉審議会	委員	朝日丘	下林	理事	成瀬和美
24	よりそい支援課	豊田市民生委員推薦会	委員	前林	堤町	理事	石川清一
25	社会福祉法人豊田市福祉事業団	豊田市福祉事業団理事会	理事	梅坪台	京町	理事	鈴木重久
26	経営管理課	豊田市上下水道事業審議会	委員	末野原	渡刈町	理事	深津浩彦
27	公益社団法人豊田市シルバー人材センター	公益社団法人豊田市シルバー人材センター理事会	理事	下山	和合	理事	加藤幸峰
28	豊田・みよし防犯協会連合会事務局	豊田・みよし防犯協会連合会	副会長	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
29	豊田・みよし防犯協会連合会事務局	豊田・みよし防犯協会連合会	監事	猿投	さなげ台	副会長兼会計	辻直樹
30	豊田・みよし防犯協会連合会事務局	豊田・みよし防犯協会連合会	常任理事	竜神	竹中	理事	鈴木靖彦
31	豊田市社会福祉協議会	地域福祉活動推進委員会	委員長	上郷	広美町	会計	倉橋学
32	豊田市社会福祉協議会	地域福祉活動計画策定委員会	副委員長	若林	若林	副会長	都築淳
33	豊田市社会福祉協議会	①豊田市社会福祉協議会②豊田市共同募金委員会	①副会長②会長	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
34	豊田市社会福祉協議会	①豊田市社会福祉協議会②豊田市共同募金委員会	①②評議員	猿投	さなげ台	副会長兼会計	辻直樹
35	豊田年金事務所	年金委員	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
36	豊田年金事務所	年金委員	委員	若林	若林	副会長	都築淳
37	豊田年金事務所	年金委員	委員	藤岡	上渡合	副会長兼書記	阿垣剛史
38	豊田年金事務所	年金委員	委員	猿投	さなげ台	副会長兼会計	辻直樹
39	豊田年金事務所	年金委員	委員	崇化館	二区東部	書記	深津澄男
40	豊田年金事務所	年金委員	委員	上郷	広美町	会計	倉橋学
41	開発調整課	豊田市開発事業対策協議会	委員	石野	城見町	理事	大岩芳伸
42	ラリーまちづくり推進課	豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会	委員	旭	笹戸	理事	後藤康仁
43	循環型社会推進課	資源循環促進検討会議	構成員	松平	岩倉東	理事	小野田 勝己
44	環境政策課	とよた・ゼロカーボンネットワーク	副会長	崇化館	二区東部	書記	深津澄男
45	都市計画課	土地利用関連計画策定懇談会	委員	猿投台	青木	理事	塚本政幸
46	教育政策課	豊田市教育行政計画審議会	委員	小原	大平	理事	加藤 章

豊田市区長会定期総会運営について

1 概要

- (1) 期 日 令和7年5月10日(土)
 (2) 時 間 午前10時30分 開会 (受付: 10時開始)
 (3) 会 場 豊田市民文化会館 小ホール(豊田市小坂町12-100)
 (4) 対 象 者 令和7年度区長、令和6年度4役、区長永年表彰者、一般表彰者
 (5) 来賓予定 市長・市議会議長・社会福祉協議会長・地域活躍部長
 豊田警察署長・足助警察署長

2 スケジュール

令和6・7年度4役及び令和7年度正副総務委員長は、10時20分に壇上へご集合ください。

予定時間	令和7年度区長
10:20	自由席 ※出欠の変更があった場合は、令和7年度役員が取りまとめて受付に報告
10:30	総会開会
11:45	総会閉会・解散

3 出欠確認体制

総会当日の受付混雑回避のため、役員の皆様は4月25日(金)までに別紙「総会出欠確認票」にて地区の出欠を取りまとめ、支所または地域交流課に御提出ください。(FAX可)

地区名	自治区名	区長名	地区名	自治区名	区長名
崇化館(12)	二区東部	深津澄男	若 園(3)	中 根	加藤孝雄
梅坪台(4)	京 町	鈴木重久	猿投台(11)	青 木	塚本政幸
浄 水(5)	向 山	足羽隼哉	井 郷(5)	高 町	堀 俊裕
朝日丘(7)	下 林	成瀬和美	猿 投(8)	さなげ台	辻 直樹
逢 妻(11)	本 地	杉本 剛	保 見(13)	公団保見ヶ丘	楓原和子
高 橋(15)	平井町	鈴木延保	石 野(19)	城見町	大岩芳伸
美 里(14)	神 池	佐藤 弘	松 平(22)	岩倉東	小野田勝己
益 富(14)	五ヶ丘第8	高村伸一	藤 岡(18)	上渡合	阿垣剛史
豊 南(9)	下野見	杉浦正春	藤岡南(6)	藤 営	小川和成
末野原(11)	渡刈町	深津浩彦	小 原(12)	大 平	加藤 章
上 郷(17)	広美町	倉橋 学	足 助(14)	足 助	三宅利幸
竜 神(8)	竹 中	鈴木靖彦	下 山(7)	和 合	加藤幸峰
若 林(4)	若 林	都築 淳	旭(5)	笹 戸	後藤康仁
前 林(11)	堤 町	石川清一	稲 武(13)	小田木町	永井建次

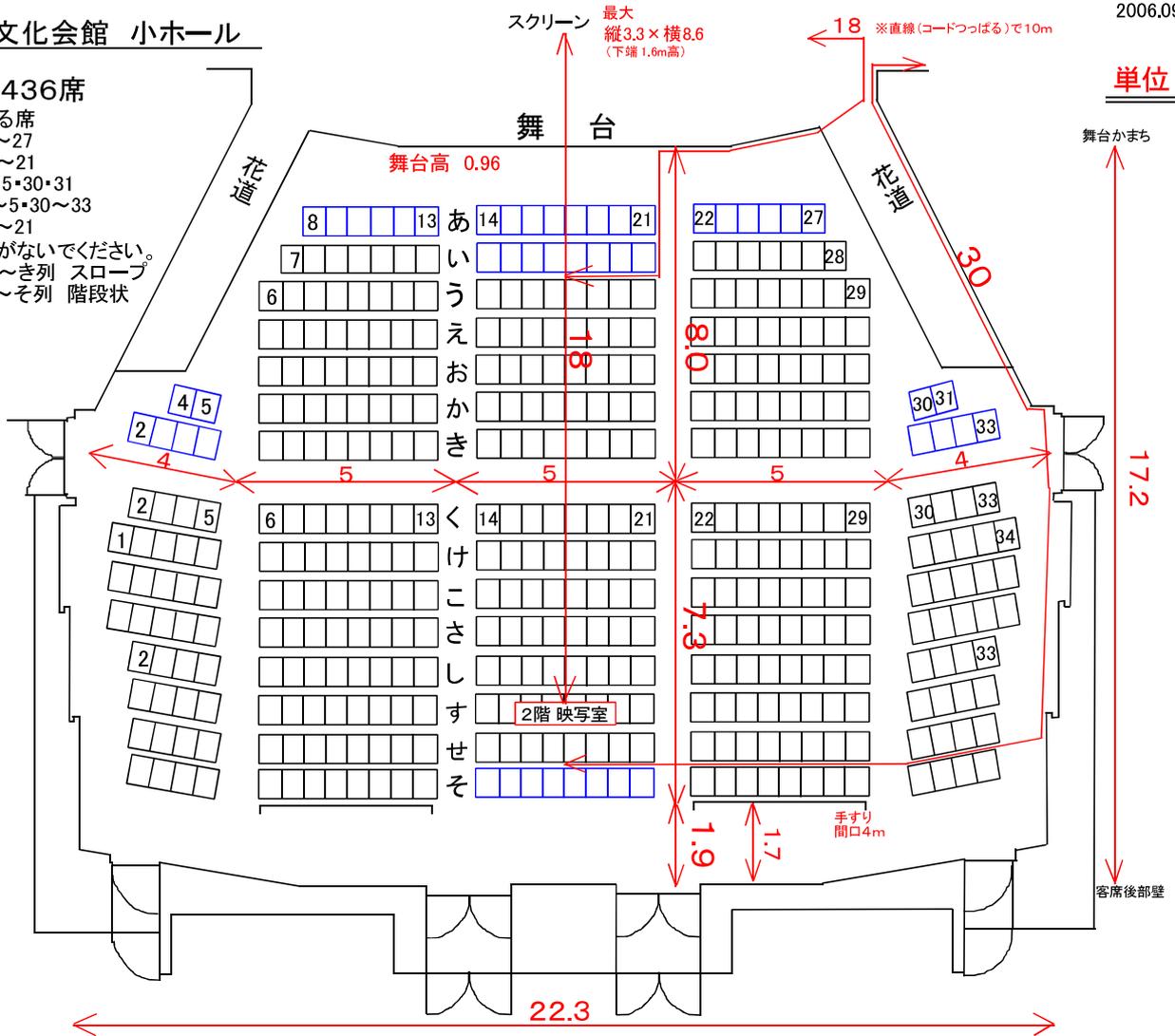
※ 4月26日以降に出欠の変更があった場合は、役員が地区ごとに取りまとめて総会当日に会場受付へ御報告をお願いします。

令和7年度 総会進行・役割分担表

時間	内 容	担 当	備 考	
10:00	受 付	事務局		
10:30	市民の誓い唱和	深津 澄男	前副会長（司会者）	
	開会のことば	高村 伸一	前副会長兼書記	
	会長あいさつ	阿垣 剛史	前会長（3分）	
	永年退職区長 豊田市感謝状贈呈	太田 稔彦	市長	
	永年退職区長 区長会感謝状贈呈	阿垣 剛史	前会長	
	表彰規程に基づく区長会感謝状贈呈	阿垣 剛史	〃	
	総務大臣表彰受賞披露（中條、高橋 両区長）	阿垣 剛史	〃	
	来賓祝辞	太田 稔彦	市長（3分）	
	〃	羽根田利明	豊田市議会議長（3分）	
	〃	木村 紀夫	豊田警察署長（3分）	
	（足助警察署長・社会福祉協議会長・地域活躍部長は自席であいさつ）			
	11:00	— 休 憩 —		
11:20	総会議長選出	深津 澄男	前副会長	
	議長登壇	北村 猛志	美里地区	
	（以下議案ごとに 美里地区で拍手への協力）			
	令和6年度豊田市区長会事業 報告	都築 淳	前副会長兼会計	
	〃 会計決算 報告	都築 淳	前副会長兼会計	
	〃 会計監査 報告	柴田 淳二	前会計監査	
	令和6年度区長会共済会事業 報告	都築 淳	前副会長兼会計	
	〃 会計決算 報告	都築 淳	前副会長兼会計	
	〃 会計監査 報告	柴田 淳二	前会計監査	
	令和7年度豊田市区長会役員選任 報告	太田 鍊治	選考委員長	
	前4役降壇			
	会長あいさつ	高村 伸一	新会長（3分）	
	自己紹介（4役・総務委員会正副委員長）			
	令和7年度豊田市区長会事業計画 提案	辻 直樹	新副会長兼会計	
	〃 会計予算 提案	辻 直樹	新副会長兼会計	
令和7年度区長会共済会事業計画 提案	辻 直樹	新副会長兼会計		
〃 会計予算 提案	辻 直樹	新副会長兼会計		
11:40	議長降壇			
	閉会のことば	都築 淳	新副会長	
	進行	都築 淳	新副会長	
	連絡事項 「まちと川を美しくする会」推進と 報告会 事業報告及び事業計画	阿垣 剛史	新副会長兼書記	

客席数 436席

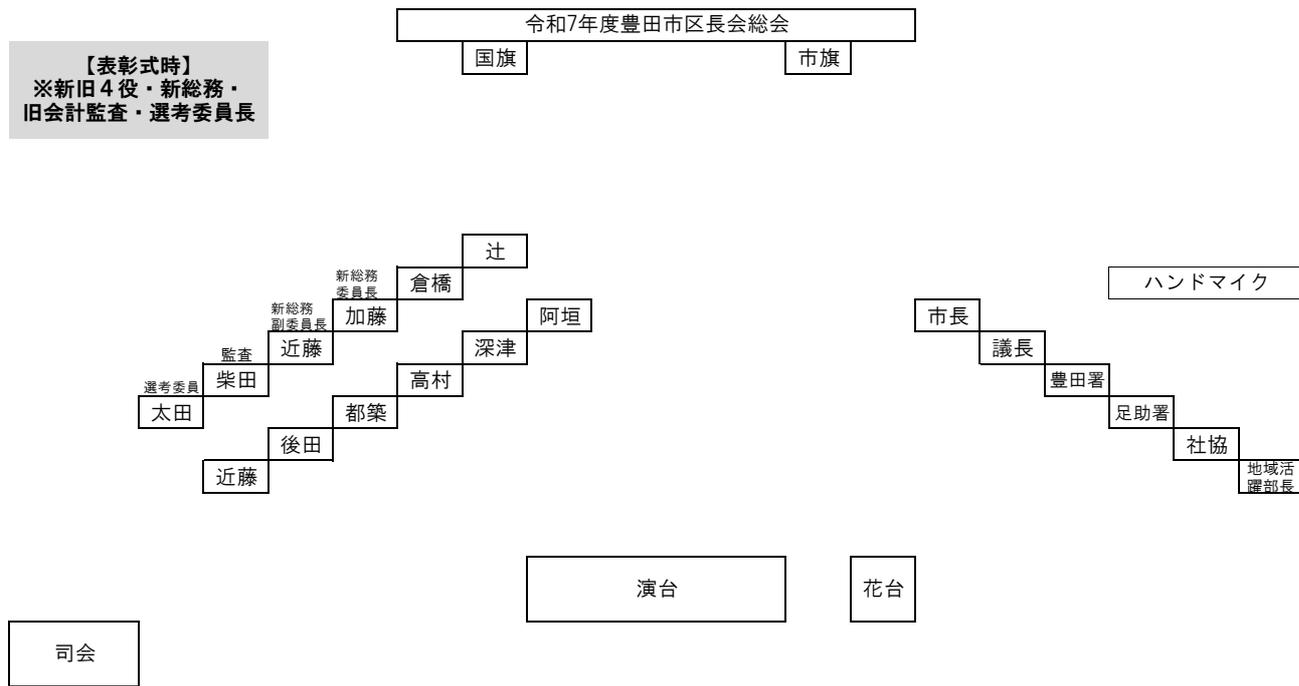
- ・取外しできる席
- あ列 8~27
- い列 14~21
- か列 4・5・30・31
- き列 2~5・30~33
- そ列 14~21
- ・通路をふさがないでください。
- ・床は、あ列~き列 スロープ
- く列~そ列 階段状



- ・客席前部の席を取り外して車椅子席として使用する場合は、通路にスロープを設置します。そのための準備時間と人手の確保をお願いします。
- ・取り外した客席を舞台上に収納するときは人手の確保をお願いします。
- ・客席後部の車椅子席は、手すりの後ろになります。
- ・補助イスを置くことができます。場所は客席後部2ヶ所の手すりの後ろです。7脚ずつです。この場合、定員は450人になります。手すり後ろを車椅子席として使う場合は、補助イスを置くことができません。

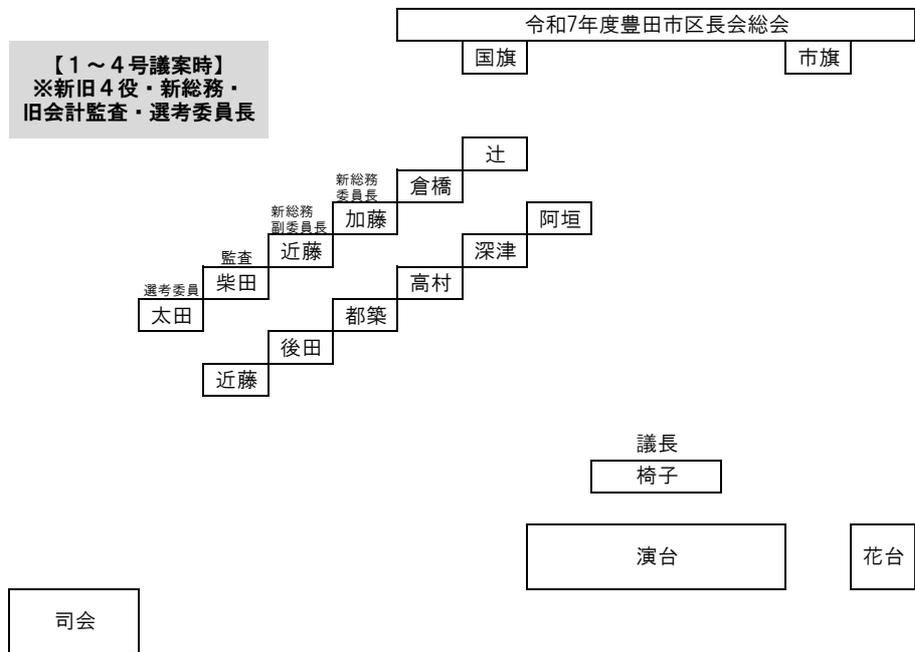
豊田市区長会総会舞台展開図 1

【表彰式時】
※新旧4役・新総務・
旧会計監査・選考委員長



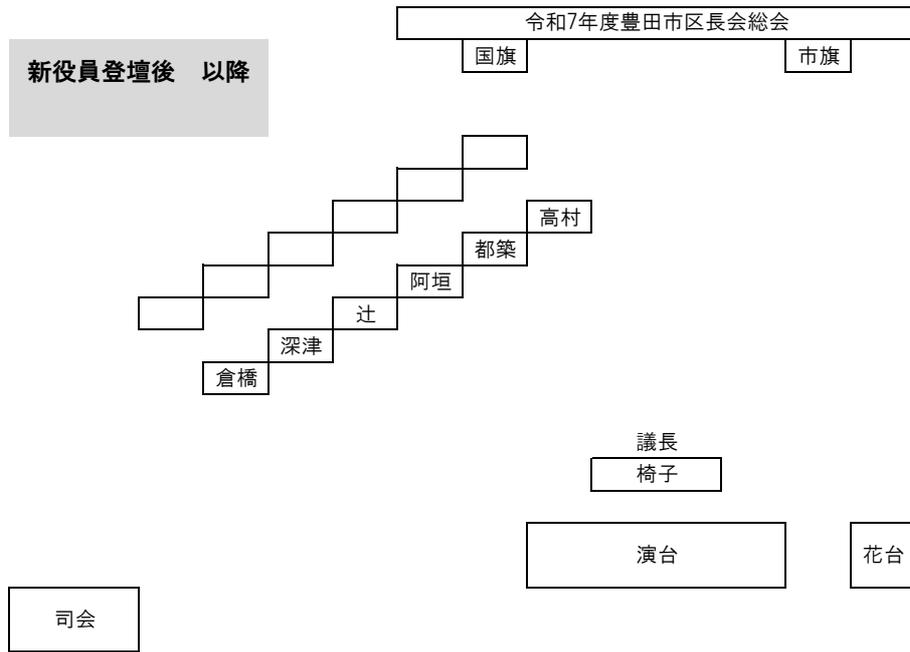
豊田市区長会総会舞台展開図 2

【1～4号議案時】
※新旧4役・新総務・
旧会計監査・選考委員長



豊田市区長会総会舞台展開図 3

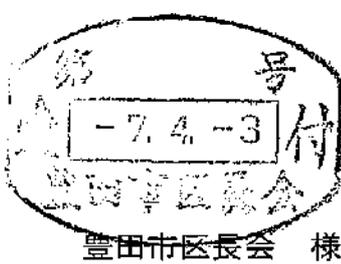
新役員登壇後 以降



↓客席側を向いて整列↓

総務副委員長	総務委員長	会計	書記	副会長兼会計	副会長兼書記	副会長	会長
近藤直人様	加藤繁廣様	倉橋学様	深津澄男様	辻直樹様	阿垣剛史様	都築淳様	高村伸一様

↓客席側を向いて整列↓



令和7年3月吉日

豊田おいでんまつり実行委員会

会長 辻 邦憲

(公 印 省 略)

第57回豊田おいでんまつりの賞状・賞金協賛について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、豊田おいでんまつりに格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年は下記日程にて、第57回豊田おいでんまつりを開催いたします。

つきましては、まつりの内容を充実させ、多くの皆様にお楽しみいただけるものとするため、前回同様、御支援と御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 開催日程

マイタウンおいでん 5月31日（土）～7月6日（日）

おいでん総踊り 7月26日（土）

花火大会 7月27日（日）

2 第57回豊田おいでんまつりへの賞状・賞金協賛依頼内容

①賞状1点 マイタウンおいでん「豊田市区長会賞」

②賞金6,000円の協賛

3 その他

- ・ご協賛いただける場合は、別添「豊田おいでんまつり協賛申込書（法人用）」にご協賛内容をご記入の上、豊田おいでんまつり協賛事務局までお送りください。
※その他にもご協賛いただける場合は、併せてご記入をお願いいたします。
- ・賞状のお受渡しの方法等の詳細は、別途担当よりご連絡を差し上げます。

【問合せ】

豊田おいでんまつり協賛事務局

電 話 0120-748-758（平日 午前10時から午後5時）

FAX 0565-37-8152

第57回豊田おいでんまつり協賛のご案内 法人用

豊田おいでんまつりは、マイタウンおいでん及びおいでん総踊りからなる「踊り」と、「花火大会」により構成されます。市民が楽しみ、感動し、訪れる人を温かく迎えることができるようなふるさとのおまつりを、市民・事業者・行政の共働りの力で開催するため、豊田おいでんまつりへのご支援・ご協力をお願い致します。

※昨年から価格改定あり。詳細は豊田おいでんまつりHP(お知らせ)をご覧ください。

マイタウンおいでん 5/31(土)~7/6日

おいでん総踊り 7/26(土)

花火大会 7/27(日)

花火

公式ガイドに貴社名を掲載!!

返礼として花火大会協賛席入場券を進呈!!

1.法人花火

1口 8,500円

■募集口数 844口

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席1枚/1口)
※席仕様:ハイブイス

2.販売促進用

1口 79,000円

法人・酒店さま向けに、花火大会協賛席入場券を自社の販促用として使える枠を設けました。ぜひ新規顧客の獲得・販売促進にご活用ください。

■募集口数 40口
返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席10枚/1口)
※席仕様:ハイブイス

3.打上花火(8号3玉)

1口 260,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)
※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

4.仕掛け花火

1口 540,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)
※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

5.スターメイン

1口 649,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席16枚/1口)
※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

6.日本煙火芸術協会 打上花火(8号5玉)

1口 450,000円

■募集口数 4口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)
※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

7.日本煙火芸術協会 スターメイン

1口 1,800,000円

■募集口数 5口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席16枚+イス指定席8枚/1口)
※席仕様:マスおいでん座布団(記念にお持ち帰りください)/ハイブイス

8.おいでん大スターメイン

1口 54,000円

■協賛金500万円に達し次第募集終了

複数の協賛者で一つのスターメインを打ち上げます。また、豊田市内の煙火店が打上げを行い、「WE LOVE とよた」、「WE LOVE おいでん」を掲げ、豊田おいでんまつりの新たなシンボルになることを目指します。

1口 108,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席1枚/1口)
※席仕様:ハイブイス

1口 325,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席3枚/1口)
※席仕様:ハイブイス

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

PRグッズ・広告・その他

<第56回の開催状況>

踊り参加者数:195連、4,606人(マイタウンおいでん含む)花火観客数:13,578人(協賛席内のみ)
※花火大会協賛席入場券の進呈はありません。

1.公式ガイド広告

発行部数18万部

(7月中旬に新聞折込・ポスティングで市内一斉配布)

A. カラー1/3 1枠:W24.0cm×H10.5cm

1口 216,000円

■募集口数 2口
※原稿制作費(15,000円)が別途必要です

B. カラー1/6 1枠:W11.9cm×H10.5cm

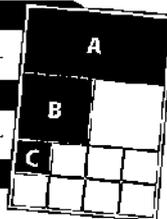
1口 108,000円

■募集口数 4口
※原稿制作費(15,000円)が別途必要です

C. カラー1/24 1枠:W6.0cm×H5.0cm

1口 43,000円

■募集口数 20口



2.公式サイトバナー広告

豊田おいでんまつり公式サイトにバナー広告を掲載します。

1口 54,000円

※バナー制作費(3,000円)が別途必要です

■募集口数 18口 ■サイズ 160×60ピクセル ■形式 GIF形式・JPEG形式 ■容量 30KB以内
■期間 ~2026年3月末日 ■掲示場所 豊田おいでんまつり公式サイト <https://www.oidenmaturi.com/>

3.うちわ

1口 32,000円(300本)

マイタウンおいでんなど
各イベントで配布します

■募集口数 120口 ■サイズ 約16cm×25cm(四角形)
■広告スペース 8cm×14cm(単色刷り) ※色の指定はできません。(10口以上の場合は全面カラー広告)
※納品は受付完了後1~2ヶ月が目安です ※デザイン・仕様は変更になる場合があります



4.タオル

1口 43,000円(140本)

■募集口数 50口 ■サイズ 約34cm×85cm ■広告スペース 23cm×7cm
※納品は受付完了後1~2ヶ月が目安です ※デザイン・仕様は変更になる場合があります



5.豊田市駅前PRブース

ブース出展、広報宣伝

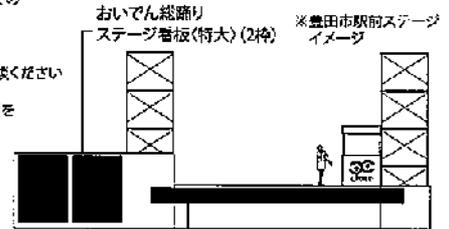
1口 162,000円

■募集口数 4口 ■サンプリング商品もしくはPRチラシの配布 ■商品の展示紹介
※テント(2間×3間)、机、椅子、照明・電源は、主催者が用意します
詳細については、豊田おいでんまつり協賛事務局までご連絡ください

6.豊田市駅前ステージ看板<特大>

1口 357,000円

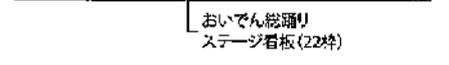
■募集口数 2口
■広告スペース 横210cm×高さ300cm
※おいでん総踊りのステージ前面に社名を掲載します
※県内外から集まる多数の観客に対してのPR効果が期待できます
※仕様は変更になる場合があります
※完全データをご支給ください
デザイン制作をご希望の場合はご相談ください(別途費用)
※おいでんまつりを応援するメッセージを入れることと広告内容はおいでんまつり実行委員会と協議の上決定すること



7.豊田市駅前ステージ看板

1口 32,000円

■募集口数 22口 ■広告スペース 横90cm×高さ30cm
※おいでん総踊りのステージ前面に社名を掲載します
※県内外から集まる多数の観客に対してのPR効果が期待できます



8.総踊りコース内イントレ看板

1口 32,000円

■募集口数 未定
■広告スペース 横90cm×高さ30cm
※豊多町交差点を中心とした総踊りのメインコースに設置したイントレ前面に社名を掲載します
※仕様は変更になる場合があります
※募集口数はイントレの設置数により40口程度から最大56口程度となります



9.賞金・賞状・賞品

1口 6,000円~

※マイタウンおいでん及びおいでん総踊りの参加者に限り
※マイタウンおいでん及びおいでん総踊りの際に協賛者として会場アナウンスの上、授与します

※表記された価格はすべて税込みとなります。

受付期間

4/16(水)~5/30(金)

※募集口数に達し次第受付を終了します。ただし、受付初日(4月16日(水))に限り、募集口数を超える申込があった場合、抽選により、協賛者を決定します。受付期間終了後も、口数に余裕のある場合は、引き続き協賛を受け付けます。

※「打上花火」「仕掛け花火」「スターメイン」「日本煙火芸術協会 打上花火・スターメイン」「おいでん大スターメイン」は、5月9日(金)に受付を終了します。

協賛の申込方法は裏面(申込書)をご覧ください。

◆詳しい協賛情報はこちらへ
(豊田おいでんまつり公式サイト)
<https://www.oidenmaturi.com/>
豊田おいでんまつり



携帯からはこちら

お問い合わせ先
『豊田おいでんまつり協賛事務局』
TEL:0120-748-758 (平日 午前10時~午後5時) GW期間(4月26日~5月5日は受付休業)
FAX:0565-37-8152 MAIL: event@toyota-ep.co.jp
業務委託:(株)トヨタエンタプライズ 〒471-0831 愛知県豊田市町4-16

第57回豊田おいでんまつり 広告協賛掲載原稿校正のお願い

豊田市区長会

様

ご担当者様名: 中山 様 連絡先:

<返信先> 豊田おいでんまつり協賛事務局 (株式会社トヨタエンタプライズ)

担当: 熊谷・松井

Mail: event@toyota-ep.co.jp

FAX: (0565) 37-8152

TEL: 090-9275-4570

不足・変更用画像データ送付先

event@toyota-ep.co.jp

[担当/熊谷・松井]

この度は第57回おいでんまつりの広告協賛をご検討いただき、誠にありがとうございます。第56回おいでんまつりにて広告協賛いただきました校正を送付致します。広告協賛をお申込みいただける際には、こちらの校正用紙をご活用いただけます。

※修正がない場合も下記に○印をつけてご返送ください。

原稿の修正が ある ・ ない 修正 () 箇所

※どちらかに○をお付けください。

※修正がある場合は修正箇所数をご記入いただき、

修正内容は、下記広告版下に直接ご記入ください。

※修正が無い場合は、
校了欄にご担当者様の
捺印をお願いいたします。

校了

【必須チェック項目】

- 企業名
- 住所
- 電話番号・FAX番号
- URL (ある場合は)



※第56回豊田おいでんまつり 看板データを貼付しております

区長便送付文書一覧

月		文 書 名	担 当 課	種 類	送 付 先
4月					
5月	①	環境美化	環境政策課	回覧	全自治区
6月	-	特定外来生物「オオキケンゲイグク」の防除 「社会を明るくする運動」啓発ちらし	こども・若者政策課	回覧	全自治区
	①	特殊詐欺被害防止啓発ちらし	交通安全防犯課	回覧	豊田警察署管内の自治区
	①	ダニ及び蚊媒介感染症予防啓発リーフレット	感染症予防課	回覧	全自治区
7月	②	違反開発防止に向けたポスター掲示及びチラシの回覧 (公民連携による適切な開発事業の確保に関する協定)	開発調整課	回覧	全自治区
	-	社協だより	社会福祉協議会	回覧	下山区以外の自治区
	①	「防犯あいち」及び「防犯ポスター」	防犯協会連合会	回覧配付	豊田警察署管内の自治区
8月					
9月	-	「ボランティア講座」の開催	社会福祉協議会	回覧	全自治区
	①	「防犯あいち秋号」及び「防犯ポスター」	防犯協会連合会	回覧配付	豊田警察署管内の自治区
10月	-	男女共同参画情報誌「クローバー」第48号	とよた男女共同参画センター	回覧	全自治区
11月	-	とよたエコライフ倶楽部通信	循環型社会推進課	回覧	全自治区
	①	「防犯あいち」及び「防犯ポスター」	防犯協会連合会	回覧配付	豊田警察署管内の自治区
12月					
1月	-	事業団広報紙「各駅停車」	豊田市福祉事業団	回覧	全自治区
2月	-	社協だより	社会福祉協議会	回覧	下山区以外の自治区
3月	③	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	配付または回覧	旧市内自治区
	①	とよた市民福祉大学（第10期）の募集	社会福祉協議会	回覧	全自治区
	①	「防犯あいち」及び「防犯ポスター」	防犯協会連合会	回覧配付	豊田警察署管内の自治区

- ① 自治区活動に関係があり、区長会が回覧すべきと判断する内容。ただし、「広報とよた」へ掲載される内容は不可。
- ② 特別に自治区が周知徹底を図る必要があると区長会が判断する内容。
- ③ 自治区から回覧を希望された内容。

第 2 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 1 日～4 月 30 日	0	0	3	66,600
1 件あたりの平均支給額	—	0	—	22,200

2 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 1 日～4 月 30 日	0	0	0	0

《共済会事故報告書について》

*事故（ケガ）があったら主催者の責任として、病院へ行く事を勧めてください。

↓

*事故発生後、報告書5日以内に提出してください。

↓

*5日以内の提出が無理な場合は、区長会事務局へ一報を！

*日にちが経ってから病院へ行かれても、行事とケガの因果関係が分らなくなるため、原則認められなくなってしまいます。（提出が遅れた場合も同じです）

【問合せ先】区長会事務局 中山 電話 34-6629

5月区長便送付文書一覧

※[区長会ホームページ](https://www.toyota-kuchokai.org) (https://www.toyota-kuchokai.org) でも、資料を掲載しています。

No.	文書名	担当課	電話	種類	送付先
1	豊田市地域包括支援センター事業への協力をお願い	高齢福祉課	34-6984	依頼	全自治区
2	行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い	高齢福祉課	34-6984	依頼	全自治区
3	避難行動要支援者の支援	よりそい支援課	34-6791	依頼	全自治区
4	第27回参議院議員通常選挙における投票管理者等の推薦のご協力について	選挙管理委員会事務局	34-6667	依頼	全自治区
5	豊田市指定ごみ袋のあっせん	清掃業務課	71-3003	依頼	全自治区
6	令和7年度全国一斉情報伝達訓練の実施	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
7	令和7年度地区対策班及び指定緊急避難場所・避難所への職員配置	防災対策課	34-6750	通知	全自治区
8	令和7年度 春の「環境美化月間」	地域交流課	34-6629	通知	全自治区
9	児童遊園・ちびっこ広場の危険箇所報告等に対する謝礼金の支払い	公園緑地課	34-6621	通知	関係自治区
10	第8次豊田市防犯活動行動計画	交通安全防犯課	34-6633	通知	全自治区
11	「交通安全市民会議ニュース5月号」他	交通安全防犯課	34-6633	通知	全自治区
12	名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣	観光誘客推進課	052-261-2662	通知	全自治区
13	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配布 又は 回覧	旧市内自治区
14	特定外来生物「オオキンケイギク」の防除	環境政策課	34-6650	回覧	全自治区
15	令和7年度自治区運営の手引様式集(CD-ROM)掲載様式の訂正等について	豊田市区長会	34-6629	通知	全自治区
年 1回	区長会帽子	豊田市区長会	34-6629	配付	新区長の自治区

区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますので区長便BOXにお入れいただくか、お近くの支所へお持ちください。(提出物などを入れないようお願いします。)

【地域交流課】電話：(0565) 34-6629 FAX：(0565) 35-4745
メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- 1 緑をはぐくみ、川を大切に、
豊かな自然を愛しましょう。
- 1 スポーツに親しみ、教養を高めて、
文化の向上につとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力をそだてて、
幸せな家庭をつくりましょう。
- 1 互いに助けあい、心の輪をひろげて、
あたたかい町をつくりましょう。
- 1 いのちを尊び、きまりを守って、
住みよい社会をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいうらなで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。

【参考資料】自治区・地区コミュニティ会議等に対する委員推薦依頼一覧

R7年4月1日現在（区長会事務局調査）

* 「地区」は中学校区のことを指します。

* 特定の地区のみに対する依頼は掲載していません。

* 掲載内容は調査時点のものです。内容・時期などが変更となる可能性があります。

【区長会役員会を通じて定期的に推薦等のご依頼をするもの】

所属	組織名	役職	人数	依頼先	区長への依頼時期	任期	期間	次回依頼年度	再任	備考
こども・若者政策課	豊田市青少年健全育成推進協議会	理事	各地区1人	地区コミュニティ会議	毎年11月	1年	4月～3月末	R7年	可	1年任期ですが、2年以上続けられる方を希望します。
		育成員	各地区2人以上							
スポーツ振興課	豊田市スポーツ推進委員	委員	5～10人 (地区による)	地区コミュニティ会議	毎年11月	2年	4月から2年間	R7年	可	2年任期ですが委員によって任期満了年度にずれがあるため、毎年の依頼となります。
市民相談課	人権擁護委員	委員	各地区1人 (ただし足助地区2人)	地区区長会	毎年6月頃・11月頃	3年	4月から3年間又は10月から3年間	R7年	可	3年任期ですが委員によって任期満了年度にずれがあるため、毎年の依頼となります。
	行政相談委員	委員	市内12地区から各1人	地区区長会	隔年9月頃	2年	4月から2年間	R8年	可	市内12地区は、支所担当ごとの区域です。
よりそい支援課	民生委員児童委員	委員	1～5人程度 (自治区規模による)	自治区	3年ごと5月	3年	12月から3年間	随時	可	委員の辞職等により欠員が生じた場合は、随時後任委員をご推薦いただくことがあります。

【毎年選任をお願いしているもの】

所属	組織名	役職	人数	依頼先	区長への依頼時期	任期	期間	次回依頼年度	再任	備考
循環型社会推進課	環境委員	委員	1自治区1名以上	自治区	毎年2月	1年	4月～3月末	R7年	可	毎年、自治区長等選任報告書の中で報告を依頼しています。
交通安全防犯課	交通安全委員	委員	1自治区1名	自治区	毎年2月	1年	4月～3月末	R7年	可	毎年、自治区長等選任報告書の中で報告を依頼しています。
警察署生活安全課 (交通安全防犯)	防犯連絡所班長	班長	原則として小学校区に1名	地区区長会	毎年2月	1年	4月～3月末	R7年	可	毎年度末に次期地区区長会長名とあわせて報告を依頼しています。地区区長会長には必ず兼務していただいています。
防災対策課	自主防災会連絡協議会役員	役員	各地区1名	自主防災会(自治区)	毎年2月	1年	4月～3月末	R7年	可	毎年度末に次期地区区長会長名とあわせて報告を依頼しています。地区の自主防災会長のどなたかに役員となっていただいています。

【臨時的なもの】

所属	組織名	役職	人数	依頼先	区長への依頼時期	任期	期間	次回依頼年度	再任	備考
(総) 庶務課	国勢調査	調査員等	地区による	自治区	国勢調査実施年度			R7年		(臨時依頼) 担当課が区長会及び各地区で説明を行います。
(総) 庶務課	農林業センサス	調査員等	地区による	自治区	農林業センサス実施年度			R11年		(臨時依頼) 担当課が区長会及び各地区で説明を行います。
選挙管理委員会	選挙管理委員会	投票管理者立会人等	地区による	自治区地区区長会	選挙実施年度			都度		(臨時依頼) 担当課が区長会及び各地区で説明を行います。

【選考に関する相談がある可能性があるもの】

所属	組織名	役職	人数	依頼先	区長への依頼時期	任期	期間	次回依頼年度	再任	備考
地域支援課又は各支所	地域会議	委員	地区による			2年	4月から2年間	R7年	2期まで	地区により、推薦母体や人数に違いがあります。次期任期はR8年4月から2年間。自治区推薦枠を設けている地域会議は、自治区長名の推薦書を提出する必要があります。
農業委員会事務局	農業委員会	農業委員 農地利用最適化推進委員	地区による			3年	7月から3年間	R7年	可	地区により様々な決め方をしています。次期任期はR8年7月から3年間。自治区長が選考や推薦に携わる地区があります。
こども・若者政策課	保護司	保護司	地区による			2年	委嘱の日(5月25日)もしくは11月25日から2年間	都度	可	保護司の人材確保について、自治区に相談が行く場合があります。



地域安全情報

令和7年



ご自宅のセキュリティは万全ですか？

豊田署管内では、本年4月1日から15日までの間に、住宅や店舗などを狙った侵入盗の被害が**11**件発生しました。

ドロボウは、ドアをこじ開ける・窓ガラスを割る などして侵入します。

被害対策

- ① 家にいるときも、窓やドアの **カギ** をかける
- ② 複数の **防犯グッズ** の活用！

例) 防犯カメラ センサーライト 窓やドアの補助錠 防犯ガラス など



普通のガラス



防犯ガラス

防犯ガラスなら
割れても貫通しません



オートバイによる事故が多発!

豊田署管内では、**直進**のオートバイと**右折**の車両の事故が多発しています。本年4月には、直進のオートバイ運転手が右折の自動車と衝突し意識不明の重体となる事故も発生しました。

ライダーの方へ

対向車線に 右折車がいるときは車が出てくる「**かもしれない**」と予測して走行しましょう



危険をいち早く予測し
安全運転を!

ドライバーの方へ

右折するときは 対向車線からくるオートバイの**速度**に注意し待ちましょう

オートバイは、実際より**遠く**にいるように見えてしまうだね



豊田警察署HP →
地域安全情報などを
掲載しています



愛知県警 採用HP →
警察官・警察職員の
採用情報はこちらから



 愛知県豊田警察署
AICHI POLICE



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO. 18

令和 7 年 4 月 21 日



愛知県警察本部
生活安全総務課

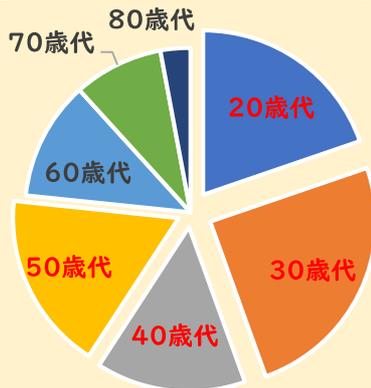
これが、警察官をかたる詐欺の状況ですか。
すごい巧妙な手口ですね。



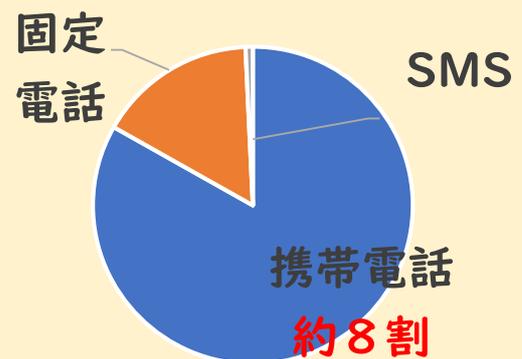
この手口は、犯罪の容疑がかかっていると逮捕を匂わせ、「**秘匿の事件で誰にも言ってはいけない**」等と不安を煽ることで、被害者は、**逮捕されて、会社もクビになってしまう**と思いき、誰にも相談できないまま、ネットバンキングや暗号資産でお金を送金させられています。

警察官をかたる詐欺の手口

被害者年代別 (R7.3月末)



被害者契機 (R7.3月末)



20歳から50歳代で**約8割**

Check Point

会って顔を見て話す。

それが、私たち警察官のやり方です。



- ① LINEで逮捕状、警察手帳はサギ
- ② 電話で「お金を振り込んで」はサギ
- ③ 番号表示が警察本部もサギかも？
- ④ 「サギ？何か変？」と思ったら電話を切ってすぐ通報を！

5月豊田市地区区長会日程表

番号	自治区	開催日	曜日	時間	場所	交番・駐在	係	役	運営担当者	出席予定者
1	崇化館	5月14日	水	13:30	交流館	豊田市駅前	1	補	太田 和志	左同
2	梅坪台	5月13日	火	17:00	交流館	梅坪	3	長	國定 秀徳	左同
3	浄水	5月3日	土	9:00	交流館	保見	2	長	岡田 浩司	左同
4	朝日丘	5月7日	水	10:00	交流館	朝日丘	3	長	蛭川 凌太郎	左同
5	逢妻	5月8日	木	19:00	交流館	美山 宮口	1 駐	長 査長	長尾 亘世 河合 淳朗	左同 左同
6	高橋	5月13日	火	19:00	交流館	高橋	3	長	關 修人	左同
7	美里	5月11日	日	14:30	交流館	御立	1	長	酒井 俊英	左同
8	益富	5月4日	日	16:00	交流館	益富	3	査長	白井 健三	左同
9	豊南	5月7日	水	17:00	交流館	豊田	3	長	藤田 和之	左同
10	末野原	5月7日	水	17:00	交流館	末野原	3	長	福安 和夫	左同
11	上郷	5月9日	金	18:30	交流館	上郷	2	長	富松 宣之	左同
12	竜神	5月14日	水	17:30	交流館	土橋	1	長	山口 順司	左同
13	若林	5月30日	金	17:00	交流館	若林	2	査長	佐野 達也	
14	前林	5月9日	金	19:00	交流館	高岡	2	長	宮内 昭徳	左同
15	若園	5月30日	金	13:30	交流館	若林	2	査長	佐野 達也	
16	猿投台	5月9日	金	17:00	交流館	猿投台	2	長	田原 武	左同
17	井郷	5月7日	水	15:00	交流館	猿投台	3	長	富川 哲夫	左同
18	猿投	5月10日	土	13:00	交流館	加納	駐	査長	橋元 秀和	左同
19	保見	5月9日	金	18:30	交流館	保見 大畑	2 駐	長 補	岡田 浩司 水野 茂人	左同 左同
20	石野	5月8日	木	19:00	交流館	広瀬	駐	補	中川 彰太	左同
21	松平	5月9日	金	18:00	交流館	林添	駐	査長	中野 幹良	左同
22	藤岡	5月13日	火	19:00	交流館	藤岡	3	査長	阿部 陽之将	左同
23	藤岡南	5月8日	木	18:00	交流館	藤岡	1	査長	島田 光之	左同
24	小原	5月2日	金	18:00	支所	大坂	駐	補	渡邊 孝則	左同
25	足助	5月2日	金	18:30	支所	明川	足助署	長	金田 泰尚	
26	下山	5月8日	木	14:00	交流館	黒坂	足助署	査長	工藤 智史	
27	旭	5月7日	水	13:00	交流館	杉本	足助署	補	安藤 倫光	
28	稲武	5月7日	水	19:00	支所	御所貝津	足助署	補	浅井 旭	

変更・その他連絡がありましたら、下記までご連絡願います。

豊田警察署 地域課 地域安全担当官 坂本 連絡先 0565(35)0110 内線295

足助警察署 地域課 地域安全担当官 佐藤 連絡先 0565(62)0110 内線294

令和7年4月23日

自治区長様

(社福)豊田市社会福祉協議会
会長 安田 明弘
豊田市共同募金委員会
会長 阿垣 剛史
日本赤十字社豊田市地区
地区長 太田 稔彦

社会福祉協議会の事業説明および会費等の募集について（依頼）

日頃は本会の事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今年度の会費等の募集について、ご協力賜りますようお願いいたします。

説明事項

- 1 令和7年度 社会福祉協議会 事業計画（概要）
- 2 令和7年度 会費等の募集
- 3 各地区の区長連絡会等での説明のお願い

問合せ 豊田市社会福祉協議会
総務課 電話：34-1131

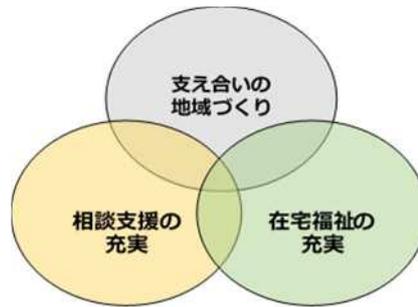


社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 令和7年度 事業計画（概要）

「地域福祉の推進役」である本会は、「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である“安心して自分らしく生きられる 支え合いのまちづくり”の実現に向けて、中核的な役割を担うことが期待されています。

本年度も、豊田市民をはじめ自治区、民生委員・児童委員、地区コミュニティ会議、学校、ボランティア、福祉団体、福祉事業所、医療機関、企業及び行政等の皆様とともに、「支え合いの地域づくり」、「相談支援」、「在宅福祉」の3つの分野を中心とした各々の事業を着実に実践していきます。

本会事業の3つの柱



○本会が今年度特に注力して取り組む6つの事項

(1) 第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実践（最終年）及び次期計画の策定

地域福祉に関わる人材、介護の専門人材の確保や育成を行い、地域福祉人材の活動支援の仕組みを検討するとともに、支援を求める声を上げやすい社会の構築について取り組みます。

(2) 地域福祉人材の育成（地域福祉の担い手、介護の専門人材）

とよた市民福祉大学の開講、実践教室の開催及びとよた市民後見人養成講座等により、地域福祉の推進に不可欠な“担い手”となる人材の確保、育成を行います。

(3) 困難を抱える世帯等への包括的な相談支援と権利擁護支援

生活上の相談に包括的に応じられる体制を維持し、関係機関と連携して、相談者の自立した生活を支援します。加えて、成年後見制度の啓発と利用促進を図るとともに、企業や団体と連携した「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」などの権利擁護支援を行います。

(4) コミュニティソーシャルワーカーによる住民主体の地域福祉活動支援

地域での生活課題の解決に向けて、地域福祉活動の啓発や地域ニーズに応じた企画の立案及び社会資源の開発・調整等を行い、住民主体の地域福祉活動が実現できるよう支援します。

(5) 法人事業の継続性の確保

住民の皆さまの理解を得て、会員会費、共同募金、寄付金等の自己財源確保に努め、持続可能な組織を目指します。

(6) 次の50年に向けた法人の体制強化 ～ NEXT（ネクスト）50 ～

令和7年10月の法人化50周年を絶好の契機と捉え、新たな“次の50年”に向けた法人基盤の強化、地域福祉の担い手を活躍の場につなぐ仕組みづくり等の検討を進めます。また、市民に対する本会への理解促進を図り、大人から子どもまでの多世代と本会がつながる機会を創出します。

説明事項 2

令和7年度の会費等の募集

募集区分	募集資材 配布時期	自治区での 募集時期 (希望)	集約 時期 (希望)	募 集 金 額 募 集 方 法	自治区への助成基準
社会福祉協議会 会費	4月下旬	5月～6月	7月	【賛助会員】 1,000円以上 【普通会员】 300円以上 戸別封筒	前年度実績額の 45%+1万円 を自治区福祉活動助 成金として助成（申 請による） *旧町村地域につい ては備考①参照
共同募金 (赤い羽根・歳 末たすけあい募 金の同時募集)	9月下旬	10月～ 12月	12月 末	戸別封筒	
日本赤十字社 活動資金	9月下旬	10月～ 12月		チラシ配布	

【備考】

- ① 旧町村地域での社協会費実績に関わる自治区助成については「社協支所」事業に活用します。
- ② 社会福祉協議会 会費募集事務協力費として豊田市区長会へ 596,000円助成
(2,000円×298自治区)
- ③ 日本赤十字社 活動資金募集事務協力費として豊田市区長会へ 447,000円助成
(1,500円×298自治区)

豊田市社会福祉協議会「会費」 ご協力のお礼

1 昨年度実績（令和7年3月28日現在）

世帯	298 自治区	22,414,925 円
法人	519 社	3,825,000 円
団体	20 団体	54,000 円
施設	44 施設	90,000 円
合計		26,383,925 円



豊田市社会福祉協議会
ボランティアセンターイメージキャラクター
「ぼらんて君」

2 主な使い道（一部抜粋）

- ① 自治区、地区コミュニティ会議等が行う地域福祉活動への助成
- ② 地域ふれあいサロンの支援 市内 249 か所
- ③ 車いす用福祉車両・車いすの貸出 車両 547 台貸出
車いす 1,100 台貸出

- ④ 住民の地域参加活動を支援するボランティアセンターの運営
- ⑤ 火災などの被災者へ見舞金の支給

被災 17 世帯 48 名に、見舞金（1,058,000 円）を支給

- ⑥ 「とよた市民福祉大学」の開講・運営

地域福祉活動の担い手づくりを目的に「第9期」を開講

修了生 70 名（福祉入門コース 30 名、家庭介護コース 40 名）

※修了生の中には、民生委員児童委員、コミュニティ会議福祉部会委員に就任される方、ふれあいサロンの立ち上げ、子どもの居場所づくりやお助け隊活動に参加される方等、地域で様々な活動で活躍される方がいらっしゃいます。



とよた市民福祉大学受講の様子



車いす用福祉車両の様子



赤い羽根募金・歳末たすけあい募金 ご協力のお礼（豊田市共同募金委員会）

1 昨年度実績額（令和7年3月28日現在）

戸別募金	294 自治区	28,042,151 円
法人募金	227 社	1,309,750 円
学校募金	90 校	1,386,285 円
職域募金	248 件	698,398 円
その他一般募金	80 件	2,697,197 円
その他歳末募金	4 件	1,008,380 円
テーマ型募金	46 件	180,773 円
合計		35,322,934 円



©中央共同募金会

2 主な使い道（一部抜粋）

- ① 小中学校等と連携した福祉実践教室 52 校実施
- ② 長寿祝事業 5,338 件
市内の高齢者のみなさまへ長寿のお祝いと感謝の意を表することを目的としてメッセージカードをお送りしました。
- ③ 生活困窮者世帯への応援金支給 20 件
- ④ 生活困窮者世帯への食料等の支給
- ⑤ 県内の福祉事業の推進
- ⑥ 介護人材の育成(初任者研修) 18 名(福祉センター)・16 名(足助)



福祉実践教室の様子



日本赤十字社

日本赤十字社 「活動資金」 ご協力のお礼（日本赤十字社豊田市地区）

1 昨年度実績（令和7年3月28日現在）

一般会費	1,183 件	5,255,405 円
法人会費	262 社	1,815,192 円
合計		7,070,597 円



2 主な使い道（一部抜粋）

- ① 市内小中高等学校104校加盟の「JRC（青少年赤十字）」の活動支援（助成や活動PR）
- ② 赤十字ボランティア「豊田市赤十字奉仕団」の活動支援
- ③ 火災などの被災者へ救援物資等の支給
被災された9世帯に
日用品セット、毛布、タオルケットを配布
見舞金130,000円、死亡弔慰金10,000円を支給



被災者に渡される救援物資セット

説明事項 3 各地区の区長連絡会等での説明のお願い

次のとおり5月の地区区長連絡会で社会福祉協議会の事業等について説明をさせていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

- 所要時間 10分程度
- 内 容 ①社協の事業内容 ②社協会費等の募集のお願い
- お 願 い 次の日程にて説明を予定させていただきたいと考えておりますが、ご都合の付かない地区につきましては、別に日程調整させていただきたく思いますのでご配慮くださいますようお願い申し上げます。

事業等 説明日程（案）

	地区名	場所	開催日	連絡会開始時間
1	崇化館	崇化館交流館	5月14日(水)	13:30~
2	梅坪台	梅坪台交流館	5月13日(火)	17:00~
3	浄水	浄水交流館	5月3日(土)	9:00~
4	朝日丘	朝日丘交流館	5月7日(水)	10:00~
5	逢妻	逢妻交流館	5月8日(木)	19:00~
6	高橋	高橋交流館	5月13日(火)	19:00~
7	美里	美里交流館	5月11日(日)	14:30~
8	益富	益富交流館	5月4日(日)	16:00~
9	豊南	豊南交流館	5月7日(水)	17:00~
10	末野原	末野原交流館	5月7日(水)	17:00~
11	上郷	上郷交流館	5月9日(金)	18:30~
12	竜神	竜神交流館	5月14日(水)	17:30~
13	若林	若林交流館	4月25日(金)	17:00~
14	前林	前林交流館	5月9日(金)	19:00~
15	若園	若園交流館	4月25日(金)	13:30~
16	猿投台	猿投台交流館	5月9日(金)	17:00~
17	井郷	井郷交流館	5月7日(水)	15:00~
18	猿投	猿投北交流館	5月10日(土)	13:00~
19	保見	保見交流館	5月9日(金)	18:30~
20	石野	石野交流館	5月8日(木)	19:00~
21	松平	松平交流館	5月9日(金)	18:00~
22	藤岡	藤岡交流館	5月13日(火)	19:00~
23	藤岡南	藤岡南交流館	5月8日(木)	18:00~
24	小原	小原支所	5月2日(金)	18:00~
25	足助	足助支所	5月2日(金)	18:30~
26	下山	下山支所	5月8日(木)	14:00~
27	旭	旭交流館	5月7日(水)	13:00~
28	稲武	稲武支所	5月7日(水)	19:00~

問合せ先

豊田市社会福祉協議会 総務課 電話：34-1131 FAX：32-6011

WELFARE INFORMATION

第179号
令和7年5月発行

社会福祉法人
豊田市社会福祉協議会
〒471-0877
愛知県豊田市錦町1-1-1
TEL (0565) 34-1131
https://toyota-shakyo.jp/

社会福祉協議会
50
1974年設立

とよたより
社協だより

とよた市民福祉大学(第10期)・市民公開講座を開催!!!

とよた市民福祉大学の第10回の講義を「市民公開講座」として開催いたします。
今年度は、「私・私の好きな風景」をテーマに、(公)全国社会福祉協議会会長、元厚生労働事務次官の村木厚子(むらきあつこ)氏による講演及びとよた市民福祉大学運営委員長の山村史子氏との対談を行います。この機会にぜひ、はじめの一歩として福祉を学んでみませんか。

①日時：6/14(土) 午後1時から午後3時30分 ②場所：福祉センターホール
③定員：540名 ④参加費：無料 ⑤対象者：どなたでも
⑥申込：5/10(土)より電話、FAX、メールなどで、
以下問合せ先にてお申込みください。
【問合せ先】共生推進課 TEL:31-1284 FAX:33-2346 MAIL:vc@toyota-shakyo.jp

 講師(村木氏)

ご寄付ありがとうございます

【令和6年11月1日～令和7年1月31日の寄付者一覧】順不同、敬称略。
※掲載者以外にも匿名で多くのご寄付をいただきました。掲載名は、寄付者の意向に準拠しています。

＜市社会福祉協議会への寄付＞
株式会社JAあいち豊田サービス、故・武田英雄、白石社会保険労務士事務所、豊田市青年大学10期生、長興寺書道青年会、上郷GOGOフェスティバル実行委員会、岡本修司、坂野良子、石釜良菜部、豊田東名ライオンズクラブ、大澤敏之、安藤上衛、小栗和佳子、長谷川敬男、NGOインナー・ボランティア・アクトゥール、加藤佳久、杉山雅大、袖田康司、AGC労働組合愛知支部、職会公明、名古屋センター・深田倉庫ビルコンパ、豊田労働組合、森永乳業株式会社、築瀬国男、豊田市教育自主研究グループ(音楽)、日本発条労働組合豊田支部

＜子ども基金への指定寄付＞
わくわく情報局ぼらりん、安斎久美、えびるんフーズ株式会社、塚本久子、杉山雅大、AGC労働組合愛知支部、公益財団法人豊田文化振興財団、豊田文化団体協議会、林テレンプ株式会社、河合岳史、一般社団法人みつわ

＜地域福祉活動への寄付＞
杉山雅大

＜物品の寄付＞
旭ちくもく会、トリニエ工業株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、環境の保全を推進する協定協議会、若林交流館、前林地域福祉協議会、大豊工業株式会社、東山小学校、豊田地区民生委員児童委員協議会、未野原地区コミュニティ会議地域福祉委員会、杉浦謙二、豊田信用金庫、文具のみもと

義援金へのご協力ありがとうございました

【令和6年11月1日～令和7年1月31日】順不同、敬称略。
※掲載者以外にも匿名で多くのご寄付をいただきました。掲載名および送金先は、寄付者の意向に準拠しています。

＜期間中に受け付けた義援金名称：ウクライナ人道危機救済金、レバノン人道危機救済金、令和6年7月25日からの大雨災害義援金、令和6年能登半島地震災害義援金、令和6年9月能登半島大雨災害義援金＞
村上透、美里四区自治会、中京大学児童福祉部/ルーアーン「キュート12」、豊田市南部早朝ソフトボールリーグ、豊田市役所2階募金箱、萬神ふれあいまつりの実行委員会 芸手チャリティブース、益富ふれあいまつりの実行委員会、花本自治会、ポーイスカウト豊田地区協議会、美里ふれあいフェスタ実行委員会、愛知県立豊田西高等学校、毘沙門公園管理事務所、未野原ふれあいまつりの実行委員会、未野原地区高齢者クラブ連合会、とよしん信友会、梅所台ふれあいまつり実行委員会、豊田カプエ、梅理台交流館募金カプエ、愛知県歯科医師会豊田支部、前林地域福祉協議会、実行委員会、岩崎克弘、よつば会、まどいの丘義援金箱、小原中学校3年四季夜まつり義援金箱、すみれ会、福祉センター一義援金箱、美里口ビーム市、豊田市上郷地区二十歳のつどい実行委員会

＜豊田市社会福祉協議会連絡先一覧＞

TEL	FAX	TEL	FAX	TEL	FAX
総務課(錦町センター)	34-1131 32-6011	41-5088	41-5099	69-3890	68-2801
共生推進課	31-1294 33-2346	41-3082	41-3083	62-1857	61-1115
くらしの相談課	31-9671 33-2346	85-7720	85-7733	82-2068	82-3604
豊田福祉支援センター	63-5279 63-5281	85-1120	85-1122	65-3350	65-3705
豊田介護総合福祉部	34-2940 35-2833	27-2200	28-7343	90-4005	90-2419
				76-3606	76-3608

※とよた社協だよりの発行には社協会費・共同募金配分金が使われています。

安心して自分らしく生きられる 支え合いのまちづくりのために
社協会費にご協力をお願いします

【豊田市社会福祉協議会(社協)とは?】

地域における社会福祉の推進を図るため、地域住民と協働して、すべての人が互いに助け合い、安全で安心して暮らすことができるめくもりのあるまちづくりを目指す「公共性」「公益性」の高い民間組織です

障がい者理解するための実践教室
地域ふれあいサロンの支援

とよた市民福祉大学
ボランティアセンターの運営

車いす・福祉車両の貸出

社協会費について

社協は皆様から寄せられた会費、寄付金等の民間財源、市や県社協の委託料等の公的財源で運営しております。社協の活動にご賛同いただける場合には、ぜひ会員としてご協力をお願いいたします。

- *普通会員:300円以上1,000円未満(300円未満は協力費として受領させていただきます。)
- *賛助会員:1,000円以上
- 普通会員・賛助会員世帯が火災等により被災された場合には、会員見舞金を加算いたします。
- ご協力は強制ではありません。
- ご協力いただいた会費は、所得税法第78条の寄附金控除の対象となり、「個人領収書」により、税制上の優遇措置が受けられます(詳細は税務署等にご確認ください)。
- 個人領収書をご希望の方は、事前に右記お問い合わせ先までご連絡ください。【問合せ 総務課34-1131】

皆様から寄せられた会費の主な使い道は次のページをご覧ください





令和7年度 豊田市社会福祉協議会事業計画及び収支予算の概要

豊田市社会福祉協議会は、「安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくり」を、豊田市民をはじめ自治区、民生委員・児童委員、地区コミュニティ会議、学校、ボランティア、福祉団体、企業及び豊田市政等の関係の皆様と共に進めています。



支え合いの地域づくり

2億866万円

地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。また、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、困りごとのある方々を地域の中で支えたい仕組みづくりを、市民の皆様をはじめ関係機関と共に行います。

具体的な取組の一部

地域福祉人材の育成 障がい理解するための実践教室の様子 <ul style="list-style-type: none"> ●障がい理解するための実践教室の開催 ●住民の市民福祉大学の開講 ●住民のための地域福祉活動実践セミナーの開催 など 	地域福祉への住民参加の支援 災害ボランティア <ul style="list-style-type: none"> ●防災啓発・災害対応 ●災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 ●地域のニーズに合わせた防災訓練等への協力 など
小地域福祉と活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ●地域ふれあいサロンの立ち上げ運営支援 ●地域づくりの企画支援のための協議体の開催 ●地域住民や団体への福祉講話や体験会の実施 など 	

相談支援の充実

5億9,916万円

高齢者・障がい者・子どもを含む市民の皆様様々な生活上の相談に応じます。課題解決に向けて関係機関と綿密に連携・情報共有をしながら、相談者が自立した生活を送れるよう支援します。

具体的な取組の一部

成年後見、権利擁護支援 市民後見人の活動の様子 <ul style="list-style-type: none"> ●身寄りのない方の支援の実施 ●市内の法人後見実務団体との連携 ●成年後見制度利用の相談支援 ●とよた市民後見人養成講座の実施 ●家計の管理 など 	高齢者の相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者総合相談対応と支援 ●認知症支援の普及啓発 など
障がい者の相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ●地域の小・中学校との情報交換会 ●中山間地域の障がい者相談支援事業の実施 など 	生活に困窮する世帯等の相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援の充実 ●生活困窮者就労訓練の受入れ ●無料職業紹介事業の実施 など
子どもの相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ●豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金の支給 ●子ども応援プログラムの配布 ●学習支援事業の実施 など 	

在宅福祉の充実

9億3,655万円

市内全域に、介護サービスが行き渡るように在宅介護事業の運営を行います。また、より良い介護サービスが市民の皆様にご提供されるよう、関係機関の連携強化や介護人材確保の支援を行います。

具体的な取組の一部

在宅介護サービスの提供 デイサービス(旭支所)の様子 <ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域における介護サービスの提供 ●安心・安全なサービスの提供 など 	介護人材の支援確保 介護職員初任者研修 <ul style="list-style-type: none"> ●介護職員初任者研修の実施 ●就労につながる機会を提供 ●介護の仕事相談会、訪問介護職場体験) など
事業所の安定経営 <ul style="list-style-type: none"> ●加算の取得による介護サービスの質の向上 ●ICTを活用した効率的なサービス提供の実施 ●感染症、災害時等の事業継続計画の定着化 など 	

法人基盤の強化

1億3,354万円

本会の事業や理念を、より多くの市民の皆様にご理解をいただくことで、社協会費、共同募金、寄付金などの自主財源の確保に努めます。また、安定的な事業継続ができるよう人的基盤を強化します。

具体的な取組の一部

- 法人化50周年記念事業の実施
- 社協会費、共同募金、寄付金等の使途の明確化
- 機関紙やホームページ等による広報活動の充実 など

指定管理施設の充実

4億7,799万円

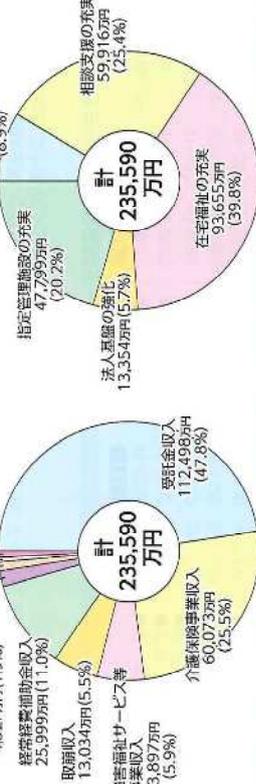
豊田市から指定管理を受けている9施設を、地域福祉の活動拠点として活用します。また、市民の皆様にご安全・安心にご利用していただけるよう、サービスの向上に努めます。

具体的な取組の一部

- ボランティア活動者の活動拠点
- 施設を利用した多世代交流事業等の実施
- 災害時の緊急避難場所・避難所としての協力 など

収支予算 総額 23億5,590万円

※内部の資金移動分を除く



豊よ発第30号
令和7年4月23日

自治区長 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

一斉改選に伴う民生委員・児童委員、主任児童委員の
候補者の選出について（依頼）

福祉行政ならびに民生委員・児童委員活動には、日頃から多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域住民の福祉に係る相談相手として、また、地域住民と福祉関係機関とのつなぎ役として活動している民生委員・児童委員の任期が、令和7年11月30日をもって満了となります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、次期の民生委員・児童委員、主任児童委員候補者について、次頁以降の「民生委員・児童委員の選出要領」等をご確認いただき、選出くださいますようお願い申し上げます。

《問合せ及び提出先》

豊田市役所よりそい支援課 つながり・民生担当 松井、山中、妻木
〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地（東庁舎1階）
電話 34-6791（直通）

民生委員・児童委員の選出要領

1 選出人数

自治区名	定数
〇〇自治区	〇名

2 提出書類 民生委員・児童委員候補者調書 〇部

3 提出期限 令和7年8月25日(月)

4 その他

(1) 複数の自治区から選出いただく場合【該当自治区のみ】

(例：2つの自治区で1人の民生委員・児童委員が配置されている場合)

複数の自治区から選出いただく場合には、関係する自治区で協議の上、候補者調書の裏面に連名でご提出ください。(記名自署の場合は押印不要です)

※候補者調書は全自治区長に配布しておりますので、複数の自治区から選出される場合は、協議いただき1部のみご提出ください。

(2) 主任児童委員の選出について【地区区長会長及び選出自治区のみ】

主任児童委員については、地区区長会長に候補者調書(主任児童委員用)を配布しています。地区区長会長の自治区とは別の自治区から選出する場合は、地区区長会長と居住地の自治区長との連名で、ご提出ください。

(3) 任期

今回選出していただく委員の任期は

令和7年12月1日～令和10年11月30日 です。

5 問合せ及び提出先 豊田市役所 よりそい支援課 つながり・民生担当 担当者：松井、山中、妻木 電話 34-6791 (直通)

民生委員・児童委員、主任児童委員の概要

1 根拠法令

民生委員……………民生委員法

児童委員……………児童福祉法（民生委員は児童委員を兼ねる）

主任児童委員…児童福祉法（児童福祉を専門的に担当する）

2 民生委員・児童委員の身分

厚生労働大臣による委嘱

特別職の地方公務員

※法により、無報酬。活動費用弁償（実費弁償）は、年額127,200円

3 任期（次期）

3年（再任可能） 令和7年12月1日～令和10年11月30日

民生委員・児童委員、主任児童委員の主な活動

民生委員・児童委員制度は、地域住民から福祉に関する相談を受け、支援を行う制度です。

民生委員・児童委員は、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助や、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援を行い、住民福祉の増進を図るための活動を行っています。また、主任児童委員は、上記の活動の中でも児童福祉を中心に活動しています。

【主な活動例】

1	各地区民生委員児童委員協議会（定例会）	月1回
2	豊田市民生委員児童委員協議会 総会 全員協議会（研修会） 専門部会研修会等	6月 1月 年3回
3	地区協議会での独自活動（部会活動、奉仕活動、委員研修、ひとり暮らし高齢者を対象とした事業実施等）	随時
4	福祉関係機関等が主催する会議、懇談会等への参加	随時
5	ひとり暮らし高齢者、避難行動要支援者、徘徊高齢者等の見守りや各種福祉サービス等の手続きの協力	随時
6	社会福祉協議会貸付業務や「赤い羽根共同募金」への協力	随時

7	市が主催する各種民生委員・児童委員研修会への参加	随時
8	福祉に関する各種調査への協力	随時
9	各種確認への協力 (生計同一・居住実態等行政機関では証明できない事実に関する確認)	随時
10	児童虐待や育児不安などを抱える親子への支援活動	随時
11	区長会、学校・こども園、高齢者クラブ等との情報交換	随時

民生委員・児童委員、主任児童委員候補者選出要領

民生委員・児童委員、主任児童委員候補者については、次のことにご留意いただき、選出してください（民生委員法等）。

1 民生委員・児童委員、主任児童委員の就任要件

民生委員・児童委員、主任児童委員として選出される方は、以下の要件を満たす方とします。

(1) 豊田市の議会の議員の選挙権を有する者

年齢満18歳以上、3か月以上豊田市に住所を有する者

(2) 年齢について（就任日（令和7年12月1日）時点）

民生委員・児童委員、主任児童委員ともに、新任・再任ともに75歳未満の者とする。ただし、地域の実情を踏まえ、弾力的な運用（75歳以上）が可能である。

(3) 他の公務員等との兼職

現職の人事委員、公平委員及び議員ではないこと

2 選出に際しての留意事項

現職の民生委員・児童委員については、本人の再任意向や活動状況等を踏まえ、総合的に判断して選出してください。また、候補者は選出する自治区の区長名で選出してください。（主任児童委員は、地区で2名又は3名の選出となりますので、地区区長会長と住居地の自治区長との連名で選出してください。）

なお、円滑に選出事務が進められるよう、民生委員・児童委員に候補者選出に関する自治区長への協力を依頼しています。また、民生委員・児童委員に関するちらしを同封していますので、ご活用ください。

3 適任者について（民生委員法等）

民生委員・児童委員、主任児童委員には、次のような方が適任です。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、情理をわきまえることができる者。
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談にいけるような者。
- (3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術を持ち、または、その素養があり、かつ、実行力のある者。
- (4) 児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
- (5) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。

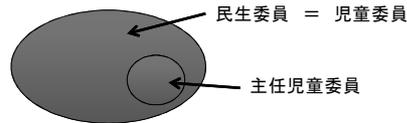
【(参考)「豊田市民生委員児童委員の定数方針について」より抜粋】

民生委員・児童委員の受け持ち世帯数…… 170～360世帯／1委員
主任児童委員の定数（地区民児協の定数39人以下）…… 2人

※ただし、いずれも区域内人口や面積、地理的条件、世帯構成等を総合的に勘案し、弾力的な定数設定について留意する。

民生委員、児童委員、主任児童委員とは

- 民生委員 = 民生委員法で規定
- 児童委員 = 児童福祉法で規定（第16条）
民生委員は児童委員に充てられる
- 主任児童委員 = 児童福祉法で規定（第16条）
厚生労働大臣により児童委員の中から主任児童委員が指名される



	主任児童委員以外	主任児童委員
担当地区	あり	なし(中学校区全体)
対象範囲	全世帯、全年齢	児童・妊産婦 ※1
個別世帯支援	する	しない ※1

※1 児童・妊産婦以外への活動や個別世帯支援を全くしてはいけないということではない。

民生委員、児童委員、主任児童委員の職務

(民生委員法第14条、児童福祉法第17条)

●民生委員・児童委員の職務(民生委員法第14条、児童福祉法第17条)

	民生委員(第14条)「住民の」	児童委員(第17条)「児童・妊産婦の」
見守り把握	生活状況を必要に応じて適切に把握	生活や環境の状況を適切に把握
相談・支援	自立した日常生活を送れるよう、相談に応じ、助言や援助 福祉サービス利用するために必要な情報を提供	サービスを利用するために必要な情報を提供したり、援助や指導
連携・つなぎ役	社会福祉事業者・活動者と連携して、その事業・活動を支援	事業者・活動者と連携し、事業・活動を支援
協力	福祉事務所や関係行政機関の業務に協力	児童福祉司や福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力
地域づくり		児童の健やかな育成に関する機運の醸成

●主任児童委員の職務(児童福祉法第17条第2項・第3項)

主任児童委員は、児童委員の職務について、児童福祉の関係機関と(地区担当の)児童委員との連絡調整を行うとともに、(地区担当の)児童委員の活動に対する援助・協力をを行う。

【参考】児童福祉法

第六節 児童委員

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をを行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。 （※下線は全民児連事務局）

児童委員の活動要領

児童委員の活動	主任児童委員の活動
実情の把握と記録	関係機関と児童委員との連携 ・連携し情報収集 ・地域ぐるみの子育て啓発等の活動実施での中心的役割
相談・支援	児童委員への援助・協力 ・個別事案は当該区域担当の児童委員と調整・相談の上協力して行う。緊急を要する等ときは当該区域担当の児童委員と連絡・調整を図りながら主体的に事案を扱うことも必要。
児童の健全育成のための地域活動	地区担当民生委員への情報提供 ・生活保護法・身体障害者福祉法、老人福祉法などは制度の周知徹底にとどめ、これらに基づく個別世帯への援助・協力を発見した際は当該区域担当の民生委員に連絡する。
児童虐待への取組	
意見具申	
連絡通報	

連携機関(例)：市、児相、保健所、学校・こども園・児童健全育成関係機関等

令和7年度一斉改選に向けた地区別選出委員数一覧

地区協名		民生委員児童委員	主任児童委員	委員数計	
		定数	定数		
1	崇化館	29	3	32	
2	梅坪台	12	2	14	
3	浄水	12	2	14	
4	朝日丘	28	3	31	
5	逢妻	34	3	37	
6	豊南	28	3	31	
7	高橋	30	2	32	
8	美里	30	3	33	
9	益富	21	2	23	
10	上郷	21	2	23	
11	竜神	26	3	29	
12	末野原	30	2	32	
13	若林	22	2	24	
14	前林	21	2	23	
15	若園	15	2	17	
16	猿投台	18	2	20	
17	井郷	16	2	18	
18	石野	14	2	16	
19	猿投	10	2	12	
20	保見	19	2	21	
21	松平	17	2	19	
22	藤岡	15	2	17	
23	藤岡南	13	2	15	
24	小原	12	2	14	
25	足助	25	2	27	
26	下山	12	2	14	
27	旭	12	2	14	
28	稲武	12	2	14	
	合計	554名	62名	616名	

※定数については、令和7年4月までに自治区長から回答いただいたものです。(今後変更する場合あり)

★委員の適格要件

民生委員法及び民生委員・児童委員選任要領、主任児童委員選任要領(厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局通知)に基づき、委員の適格者として次の要件を満たす者とする。

チェック欄 <input type="checkbox"/>	(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、情理をわきまえることができる者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談にいけるような者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術を持ち、または、その素養があり、かつ、実行力のある者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(4) 児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(5) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。

上記調書のとおり、 民生委員・児童委員 候補者として選出いたします。

豊田市長 太田 稔彦 様

年 月 日

() 自治区長

() 自治区長

() 自治区長

事務局使用欄	No.		CD	
--------	-----	--	----	--

記入例

民生委員・児童委員 候補者調書

協議会地区	崇化館	地区	担当区域	【自治区：一区 拳母町、白浜町】
-------	------------	----	------	---------------------

	【〒 471 - 0025】	以下、候補者ご本人が記入
現住所	豊田市 西 町 3丁目 60 番地	
	連絡先【自宅又は携帯 090-1234-5678】	
ふりがな	とよ た た ろ う	性別
氏名	豊田 太郎	(男) 女
生年月日	(昭)和・平成 30 年 11 月 22 日	70 歳
豊田市在住年数	23 年	市議会議員の選挙権
		(有) 無
職 業	1. 社会福祉事業従事者 2. 宗教家又は宗教教師 3. 医師又は歯科医師 4. その他医療従事者 5. 弁護士 6. 教育者 7. 農林水産業従事者 8. 会社員 9. 自営業 10. 公務員 (11) 無職(元職種: 会社員) 12. その他 (
	期間をあけて複数就任経験がある場合は、それぞれの期間を記入	
区分	民生委員・児童委員(主任児童委員)の経歴	
新任 (再任)	自 R4年12月1日 ~ 至 R7年11月30日	計 3 年 4 月
	自 H30年12月1日 ~ 至 H31年 3月31日	
公的役職及びその他の団体の役職歴(自治区、コミュニティ、PTA等)		
役 職 名	自	至
一区自治区長	H29年 4月 1日	H30年 3月 31日
崇化館コミュニティ会議書記	H28年 4月 1日	H29年 3月 31日
崇化館中学校PTA会長	S62年 4月 1日	S63年 3月 31日
	年 月 日	年 月 日
主要表彰歴(表彰、感謝状、国家褒章等)		
表 彰 名	受賞年月	
豊田市長感謝状	H15年 3月 1日	
社会福祉協議会長感謝状	H12年11月 1日	

以下、自治区長が記入

★委員の適格要件

民生委員法及び民生委員・児童委員選任要領、主任児童委員選任要領(厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局通知)に基づき、委員の適格者として次の要件を満たす者とする。

チェック欄 <input type="checkbox"/>	(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、情理をわきまえることができる者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談にいけるような者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術を持ち、または、その素養があり、かつ、実行力のある者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(4) 児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(5) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。

上記調書のとおり、 民生委員・児童委員 候補者として選出いたします。

豊田市長 太田 稔彦 様

令和 ○ 年 8 月 2 日

自治区長がご署名ください。

(二区東部 自治区長

拳母二郎

() 自治区長

() 自治区長

※ 複数自治区からの選出の場合は、関係する自治区長の連名になります。

★委員の適格要件

民生委員法及び民生委員・児童委員選任要領、主任児童委員選任要領(厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局通知)に基づき、委員の適格者として次の要件を満たす者とする。

チェック欄 <input type="checkbox"/>	(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、情理をわきまえることができる者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談にいけるような者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術を持ち、または、その素養があり、かつ、実行力のある者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(4) 児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(5) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。

上記調書のとおり、主任児童委員 候補者として選出いたします。

豊田市長 太田 稔彦 様

年 月 日

() 地区区長会長

() 自治区長

事務局使用欄	No.		CD	
--------	-----	--	----	--

記入例

主任児童委員 候補者調書

協議会地区	崇化館	地区
-------	------------	----

	【〒 471 - 0025】	以下、候補者ご本人が記入
現住所	豊田市 西 町 3丁目 60 番地	
	連絡先【自宅又は携帯 090-1234-5678】	
ふりがな	とよ た た ろ う	性別
氏名	豊 田 太 郎	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和・平成 31 年 11 月 22 日	69 歳
豊田市在住年数	47 年	市議会議員の選挙権 <input checked="" type="radio"/> 有・無
職 業	1. 社会福祉事業従事者 2. 宗教家又は宗教教師 3. 医師又は歯科医師 4. その他医療従事者 5. 弁護士 6. 教育者 7. 農林水産業従事者 8. 会社員 9. 自営業 10. 公務員 <input checked="" type="radio"/> 11 無職（元職種： 教育者 ） 12. その他（ 期間をあけて複数就任経験がある場合は、それぞれの期間を記入 ）	
区分	民生委員・児童委員（主任児童委員）の経験	
新任 <input checked="" type="radio"/> 再任	自 R4年12月1日 ~ 至 R7年11月30日	計 3 年 4 月
	自 H30年12月1日 ~ 至 H31年 3月31日	
公的役職及びその他の団体の役職歴（自治区、コミュニティ、PTA等）		
役 職 名	自	至
崇化館コミュニティ会議書記	H28年 4月 1日	H29年 3月 31日
崇化館中学校PTA副会長	S62年 4月 1日	S63年 3月 31日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
主要表彰歴（表彰、感謝状、国家褒章等）		
表 彰 名	受賞年月	
豊田市長感謝状	H29年 3月 1日	
社会福祉協議会長感謝状	H28年11月 1日	

以下、自治区長が記入

★委員の適格要件

民生委員法及び民生委員・児童委員選任要領、主任児童委員選任要領(厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局通知)に基づき、委員の適格者として次の要件を満たす者とする。

チェック欄 <input type="checkbox"/>	(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、情理をわきまえることができる者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談にいけるような者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術を持ち、または、その素養があり、かつ、実行力のある者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(4) 児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心を持ち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
チェック欄 <input type="checkbox"/>	(5) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。

上記調書のとおり、主任児童委員 候補者として選出いたします。

豊田市長 太田 稔彦 様

令和 ○ 年 8 月 2 日

地区区長会長がご署名ください。

※区長会長と、候補者が属する自治区長との連名になります。

(崇化館 地区区長会長 挙 母 二 郎

(一区) 自治区長 向 日 葵

候補者が属する自治区長がご署名ください。
(区長会長と同一自治区の場合は省略)

5 月 度 地 区 区 長 会 予 定 表

地区名	場所	区長会開催日	曜日	開始時間
崇化館	崇化館交流館	5月14日	水	13:30
梅坪台	梅坪台交流館	5月13日	火	17:00
浄水	浄水交流館	5月3日	土	18:00
朝日丘	朝日丘交流館	5月7日	水	10:00
逢妻	逢妻交流館	5月8日	木	19:00
高橋	高橋交流館	5月13日	火	19:00
美里	美里交流館	5月11日	日	14:30
益富	益富交流館	5月4日	日	16:00
豊南	豊南交流館	5月7日	水	17:00
末野原	末野原交流館	5月7日	水	17:00
上郷	上郷交流館	5月9日	金	18:00
竜神	竜神交流館	5月14日	水	17:30
若林	若林交流館	5月30日	金	17:00
前林	前林交流館	5月9日	金	19:00
若園	若園交流館	5月30日	金	13:30
猿投台	猿投台交流館	5月9日	金	17:00
井郷	井郷交流館	5月7日	水	15:00
猿投	猿投北交流館	5月10日	土	13:00
保見	保見交流館	5月9日	金	18:30
石野	石野交流館	5月8日	木	19:00
松平	松平交流館	5月9日	金	18:15
藤岡	藤岡交流館	5月13日	火	19:00
藤岡南	藤岡南交流館	5月8日	木	18:00
小原	小原支所	5月2日	金	18:00
足助	足助支所	5月2日	金	18:30
下山	下山支所	5月8日	木	14:00
旭	旭交流館	5月7日	水	13:00
稲武	稲武支所	5月7日	水	19:00

民生委員・児童委員はどのような活動をするの？



民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民のさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。また、訪問活動を行い、高齢者の見守りなどを行っています。

民生委員・児童委員のなかには、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任されている人もいます。学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。



民生委員・児童委員はボランティアなの？



民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。非常勤の地方公務員として位置づけられていて、任期は3年です。

民生委員・児童委員は無報酬ですが、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は活動費として支払われます。



民生委員・児童委員はどのような人がなれるの？



<資格要件>

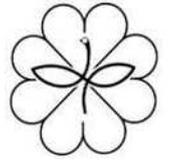
- 豊田市に住所がある方
- 18歳以上75歳未満の方（地域の実情を踏まえて弾力的な運用可能）
- 社会福祉活動に理解があり、実際に活動できる方

民生委員・児童委員は、地域の「つなぎ役」であり、専門職ではありませんので、資格や専門知識は不要です。ただし、住民の個別の相談に応じるために守秘義務が課せられています。ご興味がある方はぜひご連絡ください。



豊田市役所 福祉部 よりそい支援課 つながり・民生担当
電話：0565-34-6791 MAIL：yorisoi@toyota.city.aichi.jp

あなたも



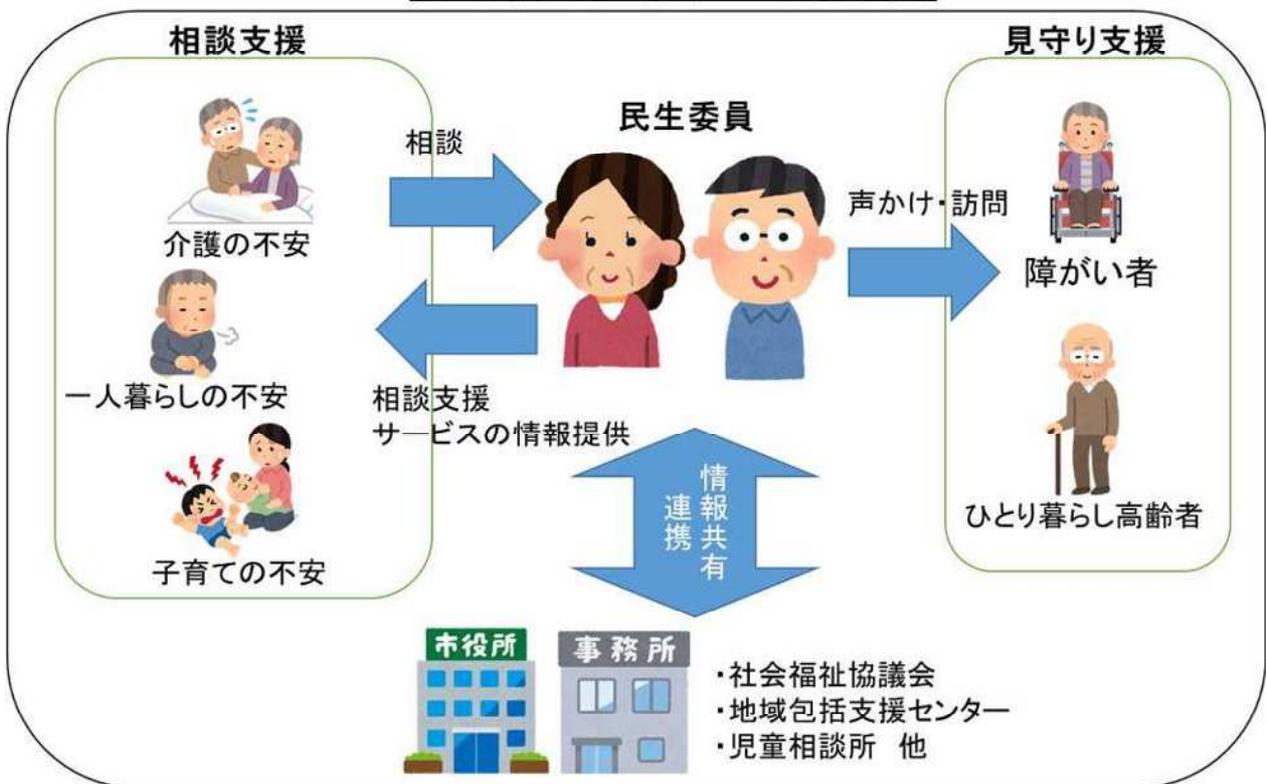
「民生委員・児童委員」

になってみませんか？

「民生委員・児童委員」は、地域で生活する誰もが安心して生活できるよう暮らしを見守るボランティアです。

ご自身の地域を支えたい気持ちをぜひ活かしましょう！

民生委員・児童委員の主な活動(例)



豊田市の民生委員・児童委員のもとにはこんな相談が寄せられています

民生委員・児童委員の相談事例

「(徘徊) 散歩に1人で行ってしまうので、心配」と家族の方から相談された。



地域包括支援センターの方と訪問し、GPS 機器を案内・説明してもらい、利用されることになった。



民生委員・児童委員の相談事例

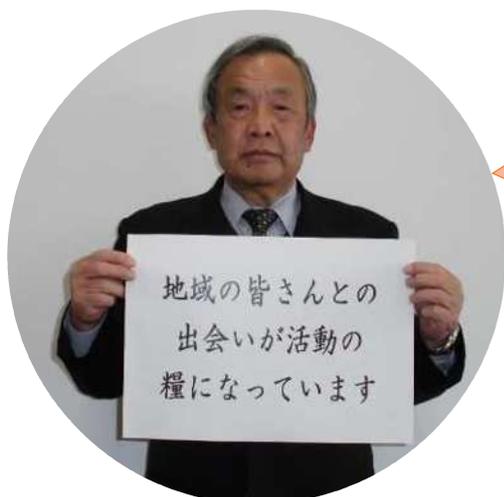
「年金だけでは借家代を支払うだけで精一杯。生活が苦しいのだが、どうしたらいいか。」と高齢者の方から相談された。



市役所の窓口で相談した。その後、地域包括支援センターも入って対応してもらい、生活保護の対象者になり、困窮状態から脱することができた。

豊田市で活動する民生委員・児童委員

私達、民生委員・児童委員は地域における身近な相談相手として住民の皆さんの立場に立った相談援助や見守り活動を行っています。皆さんが住み慣れた地域で、少しでも平穏な生活ができるよう、地域の民生委員・児童委員が協力し、支え合いながら活動を進めています。

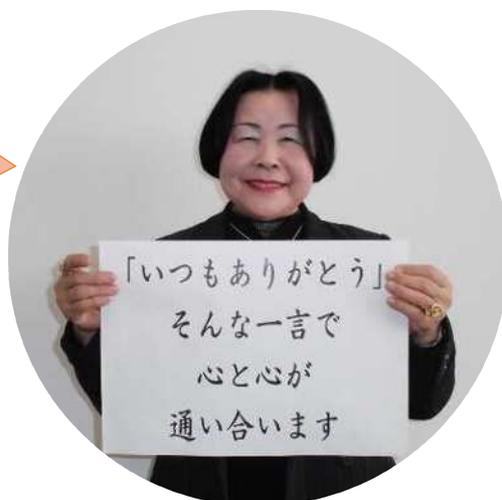


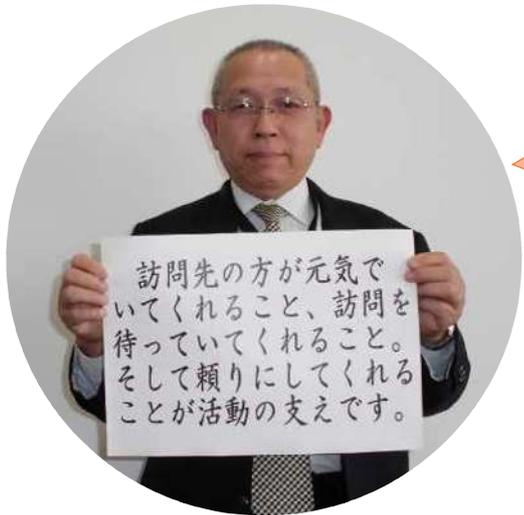
民生委員・児童委員は地域の方に声かけをして地域の方の身近な相談相手となり困りごと等に関係機関につなぎます。

また子どもさんの見守り活動も行い、皆さんが安心して住みよい地域と思って貰えるようにと各委員が活動をしています。

また自治区に協力し地域の防災・減災を目指し活動しています。

民生委員・児童委員は地域のホットステーションとして、子ども・障がい者・高齢者等の見守りを行い、安心して暮らせるようボランティアとして活動しています。よき仲間もたくさんでき、協力することでいろいろな体験もできます。

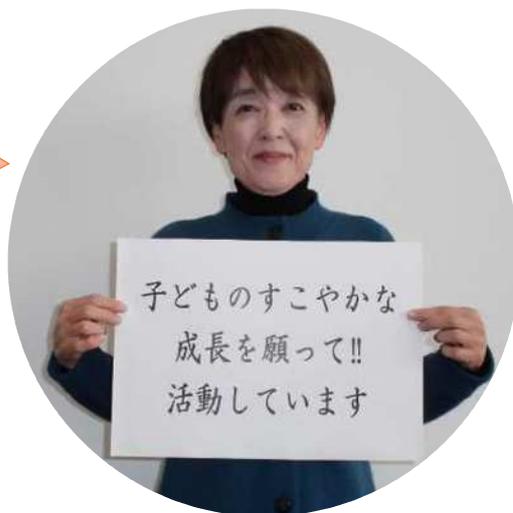




私たち民生委員・児童委員は地域の方々に頼りにされることが何よりもありがたいことです。私たちは住民一人一人が望むことを行政・自治区・社会福祉協議会・地域包括支援センターなどの関係機関に結びつける「つなぎ役」や、地域の「見守り役」として日々活動しています。活動を通じて知り合った多くの方々、学ばせていただいたことが自身の財産になっています。

主任児童委員は民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関することを専門的に担当します。関係機関と連絡を密にして区域を担当する民生委員・児童委員との連絡調整を行うことが主な役割です。

子どもたちが、元気で安心して暮らせるよう見守り、子育て家庭が必要としている支援につなげられるよう日々活動しております。



子どものすこやかな
成長を願って!!
活動しています

豊田市の民生委員・児童委員の年間スケジュール（予定）

1	各地区民生委員児童委員協議会（定例会）	月1回
2	豊田市民生委員児童委員協議会 総会（代議員制） 全員協議会（研修会）	6月 1月
3	地区協議会での独自活動 （奉仕活動、委員研修、ひとり暮らし高齢者を対象とした事業実施等）	随時
4	各部会による活動（愛のパトロールや特殊詐欺被害防止活動など）	随時
5	福祉関係機関等が主催する会議、懇談会等への参加	随時
6	ひとり暮らし高齢者、避難行動要支援者、徘徊高齢者等の見守りや 各種福祉サービス等の手続きの協力	随時
7	社会福祉協議会貸付業務や「赤い羽根共同募金」への協力	随時
8	市が主催する各種民生委員・児童委員研修会への参加	随時
9	各種確認への協力 （生計同一・居住実態等行政機関では証明できない事実に関する確認）	随時
10	児童虐待や育児不安などを抱える親子への支援活動	随時
11	区長会、学校・こども園、高齢者クラブ等との情報交換	随時

令和 7 年 4 月 2 3 日

自治区長 様

福祉部 よりそい支援課長
岡本 裕之

避難行動要支援者の支援について（お願い）

皆様には、日頃から福祉行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

災害対策基本法の一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）において、避難行動要支援者名簿の作成と提供が市長に義務付けられたことにより、避難行動要支援者名簿制度を運用しています。皆様におかれましては、要支援者の見守りや地域の支援体制づくりに御尽力いただき、誠にありがとうございます。

つきましては、今年度も引き続き、自主防災会や民生委員、地域包括支援センター、消防団等の関係者の方々と連携していただきながら、要支援者の支援について御協力をお願いします。なお、制度の概要や今後の流れについては、下記を御確認ください。

記

1 制度概要

高齢者や障がい者（避難行動要支援者）の名簿情報を平常時から地域関係者へ提供し、日頃の見守りや災害時の地域の支援体制づくりを進める。

（※ただし、平常時から名簿情報を提供するためには本人の同意が必要であり、市が本人に対して適宜同意確認を実施する。）

2 避難行動要支援者の対象者

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者

ア ひとり暮らし高齢者等登録者

イ 介護保険における要介護 3～5 の認定者

ウ 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者

エ 身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが
1 級～2 級の者

オ 上記に準ずる者で登録を希望するもの（老夫婦世帯、老々介護世帯など）

3 名簿の提供先（避難支援等関係者）

①自治区（自治区長、自治区役員、組長、地域支援者など）

②自主防災会（自主防災会長、自主防災会役員）

③民生委員

④地域包括支援センター（65 歳以上の人の情報のみ提供）

⑤消防団

⑥警察（豊田警察署、足助警察署）

4 今後の市の動きと地域の動き

《 市 》

時 期	内 容
4～5月	・自治区、民生委員等の関係者へ協力をお願い
6月 (地区区長会)	・関係者へ名簿の更新、提供 ・制度概要の説明及び個別支援台帳作成のお願い
通年	・新規同意者や死亡・転出等の情報を定期的に情報提供（変更通知） ・各地区への訪問説明や活動支援（事例の展開）

★市職員が地区区長会
に出席します。

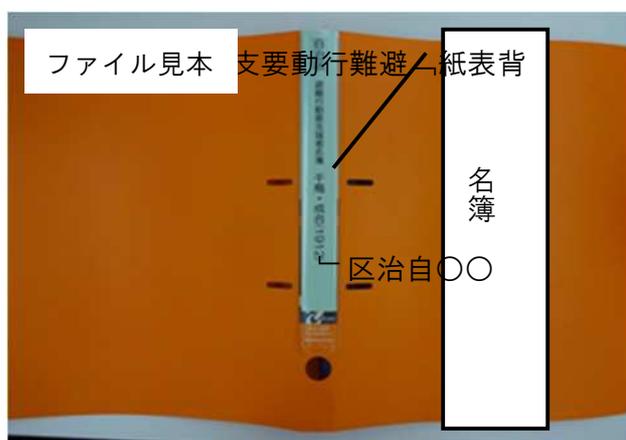
《地域（スケジュール例）》

時 期	内 容
4～7月	・自主防災会、民生委員等と地域の連携について話し合い
6月	・市から最新名簿の受け取り、古い名簿の返却
通年	・要支援者への声かけや見守り ・個別支援台帳の作成、市へ写しの提供 ・防災訓練を通じた支援体制の強化

※上記は参考スケジュールです。地域の実情に応じて、可能な範囲で支援の御協力をお願いします。

5 その他

- ①生涯学習出前講座に避難行動要支援者に関するメニューがあります。地域で勉強会や検討会を開催する際にはぜひ御活用ください。
- ②6月地区区長会に市職員が出席し、最新の名簿を提供いたします。できる限り、オレンジ色ファイルを6月地区区長会に持参していただくようお願いします。なお、4・5月は多くの自治区・自主防災会が組織の引き継ぎ等で御多忙かと思いますので、名簿内容の「変更通知」の送付を見合わせます。御承知おきください。



【問合せ】

よりそい支援課
電話：34-6791
FAX：33-2940

事務連絡
令和7年4月23日

各自治区長様

豊田市長 太田 稔彦
(公印省略)

令和7年度全国一斉情報伝達訓練の実施について（依頼）

日頃は、防災行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
見出しのことにつきまして、防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練を下記のとおり実施しますので、下記依頼内容への御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 目的・概要

Jアラート(全国瞬時警報システム)を用いた全国一斉情報伝達訓練が実施されます。
これは、国から送られてくる緊急情報を即時に市民に伝達させることを目的としており、今回の訓練は、システムにより自動起動された防災行政無線の屋外拡声子局等から、緊急地震速報及び国民保護情報の訓練放送が流れます。

2 日時

・令和7年	5月28日(水)	午前11時(国民保護情報)	※今回依頼する案件
・令和7年	6月18日(水)	午前10時(緊急地震速報)	6月区長便で通知予定
・令和7年	8月20日(水)	午前11時(国民保護情報)	8月区長便で通知予定
・令和7年11月	5日(水)	午前10時(緊急地震速報)	10月区長便で通知予定
・令和7年11月	12日(水)	午前11時(国民保護情報)	10月区長便で通知予定
・令和8年	2月6日(金)	午前11時(国民保護情報)	1月区長便で通知予定

3 周知方法

訓練の実施につきましては、5月26日(月)及び27日(火)に防災ラジオ及び緊急メールとよたで周知を行います。

4 依頼内容

放送受信状況に関する調査票の回答(対象自治区のみ送付)

※調査票の回答は自治区放送施設を有する自治区のみ対象となります。

5 放送内容

裏面のとおり

6 対象地域

豊田市全域(防災行政無線屋外拡声子局256か所、防災行政無線の受信機を接続した自治区の放送施設及び防災ラジオを所持している世帯)

連絡先 地域活躍部防災対策課システム基盤整備担当(奥村、山中)
電話(0565)34-6750(直通)
FAX(0565)34-6048

Jアラートの訓練放送を実施します

訓練実施日時

令和7年5月28日(水) 午前11時

Jアラート（全国瞬時警報システム）を用いた、情報伝達訓練が、全国一斉に実施されます。豊田市においては、Jアラート（全国瞬時警報システム）から受信した緊急情報を、防災行政無線を用いて即時に住民の皆様へお伝えするための訓練を行います。

当日の放送内容等は次のとおりです。

情報伝達手段	内 容
防災行政無線 ・ 防災ラジオ	<p>市内 256 か所に設置してある防災行政無線、防災行政無線の受信機を接続した自治区の放送施設及び防災ラジオから、次の放送内容が一斉放送されます。</p> <p>【放送内容】 （チャイム） 「これは、Jアラートのテストです。」 （×3回） 「こちらは、ぼうさいとよたです。」 （チャイム）</p> <p>※放送内容は、電話で聞きなおすことができます。 フリーダイヤル (0120) 34-0174 (通話料無料) 通常電話 (0565) 37-3530 (通話料有料)</p>

当日の気象状況等によっては、訓練を中止する場合があります。

(※) 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、地震・津波などの災害や、武力攻撃などの緊急情報を、国が人工衛星等を用いて送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動することで、瞬時に住民のみなさんに伝達するシステムです。

【問合せ先】

豊田市地域活躍部防災対策課

電話 0565-34-6750

全国一斉情報伝達訓練における
自治区放送施設受信状況について

自治区番号

自治区

全国一斉情報伝達訓練における防災行政無線受信機を接続した自治区放送施設の受信状況について、**6月4日（水）まで**に回答をお願いします。

本調査票の提出は以下の連絡先まで電話、FAX 又はEメールをお願いします。

※正常に受信できた場合は調査票の提出は不要です。

問 自治区放送施設の受信状況について

【5月28日（水）訓練放送】

ア 放送されなかった

(放送施設名：)

イ その他 ()

(放送施設名：)

※ 複数の放送施設に、防災行政無線の受信機を接続してある自治区につきましては、() 内に放送施設名を記入してください。

記入例 (放送施設名：○区民会館、○集会所、○公民館など)

提出期限：6月4日（水）

連絡先 地域活躍部防災対策課システム基盤整備担当（奥村、山中）

電 話 (0565) 34-6750 (直通)

F A X (0565) 34-6048

Eメール bousai@city.toyota.aichi.jp

令和7年4月23日

自治区長 様

高齢福祉課長 加納 良宣

豊田市地域包括支援センター事業への協力をお願い

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口です。

当市では、28中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、介護に関する相談や心配ごと、悩みごと以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、相談を受け付けています。

高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えるため、地域包括支援センターから下記のとおり依頼させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

記

1 地域ケア個別会議、徘徊高齢者搜索模擬訓練への参加

高齢者個人の福祉に係る問題を、地域住民と関係機関が一緒になって考え、住み慣れた地域で少しでも長く生活ができるよう方策を考える「地域ケア個別会議」を開催します。また、認知症高齢者等の見守り支援のための、徘徊高齢者搜索模擬訓練を開催します。この会議や訓練は、医療機関・自治区・民生委員・介護サービス事業者・地域住民などに参加を依頼させていただきます。

2 地域包括支援センター季刊誌、認知症サポーター養成講座等の開催案内の回覧

地域包括支援センター事業を紹介する季刊誌や、認知症予防などの教室、家族介護交流会等の案内について、回覧を依頼させていただきます。

3 その他

地域の高齢者に関することで、地域包括支援センターから相談させていただくことがあります。

【問合せ】 高齢福祉課 認知症・包括担当

電話 34-6984 FAX 34-6793

Eメール korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

令和7年4月23日

自治区長 各位

高齢福祉課長 加納 良宣

行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成29年11月27日に市、豊田市区長会等との間で締結した「徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書」に基づき、下記の取組への御協力をお願いします。

記

1 認知症による行方不明高齢者等の情報提供について

以下の情報を提供しますので、認知症による行方不明者等の早期発見に、可能な範囲で御協力ください。

(1) 第一報情報：「かえるメールとよた」で迅速に全ての自治区へ提供

①範囲：全ての自治区

②方法：「かえるメールとよた」（各自治区長等に御登録いただく）で迅速に提供

③内容：行方不明者の呼び名、年齢、行方不明発生状況の概要（日時・町名）、特徴、服装、顔写真

(2) 追加情報：行方不明者と関係が深い自治区にのみ、「かえるメールとよた」で配信した方の詳細な情報を提供し、捜索活動に活かしていただく

①範囲：行方不明者の「住所がある自治区」と「行方不明が発生した場所の自治区」の両区長

②方法：電話連絡（「自治区長名簿」に記載の電話番号）

③内容：行方不明者・家族の氏名と住所、行方不明発生状況の詳細、家族の電話番号

※ 上記に加え、警察から要請がある場合、下表のとおり防災ラジオ、防災行政無線で行方不明者情報を提供しますので、御承知おきください。

	情報提供する要件	情報提供する地区
防災ラジオ	旧町村地区で発生した事案	小原・藤岡・藤岡南・足助・旭・稲武・下山地区
防災行政無線	捜索範囲が限定されており、警察が捜索している又はする場合	警察が捜索している又はする地区

2 「かえるメールとよた」への御登録のお願い

上記1(1)実施のため、自治区長及び自治区役員の皆様におかれましては、「かえるメールとよた」への御登録に御協力ください。

【登録方法】

案内ちらしに記載の手順に従って登録を行うことが可能です。

登録が困難な場合は、別紙様式「かえるメールとよた利用登録同意書」に必要事項を記入の上、高齢福祉課までメール、FAX等でお送りください。

※ 「かえるメールとよた利用登録同意書」は自治区長及び自治区役員様の専用の様式となりますので、自治区民の皆様への回覧は御遠慮ください。

<裏面に続きます>

3 行方不明対策事業の周知について

行方不明対策 5 事業の案内ちらし(別紙「ご家族が行方不明になることが心配な方へ」)を回覧していただける自治区がありましたら、7月に郵送させていただきますので、お手数ですが、6月未までに高齢福祉課まで御連絡ください。御協力よろしくお願ひします。

当市では、行方不明対策事業として、①徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度 ②認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ③見守り安心マーク ④GPS機器補助制度 ⑤かえるメールとよた を実施しております。

上記事業は、高齢福祉課及び地域包括支援センターで申込みができるため、必要な区民の方がいらっしゃいましたら、自治区長様からも御案内いただけると幸いです。

参考) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書 (関連事項を抜粋)

(目的)

第1条 この協定は、認知症若しくは認知症の疑いのある高齢者又は障がい者で、**行方不明となっている者(以下、「徘徊高齢者等」という。)**の**早期発見、行方不明事案の防止及びその家族等の支援に関する取組について定める。**なお、・・・

別紙) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書 各自の実施事項

実施者	実施内容
甲 (豊田市)	(1) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の早期発見のための情報提供をその家族等から受けたとき、徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を「かえるメールとよた」等で乙、戊及び己に提供し、徘徊高齢者等に係る現認情報を甲又は所轄の警察に提供するように求める。 (2) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の家族等から提供された行方不明事案の防止のための情報を活用し、行方不明事案の防止に向けた対策を講ずる。
乙 (豊田市区長会)	(1) 「かえるメールとよた」について、自治区内での回覧等を活用して登録者数の増加に努める。 (2) 甲が提供する徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を活用した早期発見、行方不明事案の防止のほか甲が実施する認知症に関する取組等に可能な範囲で協力する。
丙 (愛知県豊田警察署) 及び丁 (愛知県足助警察署)	(1) 徘徊高齢者等が行方不明になった旨の届出をその家族等から受けたときは、徘徊高齢者等の早期発見及び行方不明事案の防止のため、甲への情報提供を勧奨し、家族等が希望するときは、甲が別に定める様式に記載させ、甲に徘徊高齢者等の情報を提供させる。 (2) 行方不明者届を受理していない徘徊高齢者等を保護したとき、行方不明事案の防止のため、家族等に告知した上で、必要に応じて甲に徘徊高齢者等の情報を提供する。
戊 (ひまわりネットワーク株式会社) 及び己 (エフエムとよた株式会社)	(1) 甲の依頼があったとき、自らが管理する放送設備を使用して、視聴者及び聴取者に甲が配信する「かえるメールとよた」の内容を周知し、徘徊高齢者等を現認したときにその情報を甲又は所轄の警察署に提供するように促すための放送を可能な範囲で行う。 (2) 甲、乙、丙及び丁が実施する認知症に関する取組等の広報について、可能な範囲で協力する。

<問合せ先>

豊田市 福祉部 高齢福祉課
包括・認知症担当 山本・後藤
電話 34-6984

ご家族が行方不明になることが心配な方へ

認知症等で行方不明になる可能性がある方とそのご家族向けに、さまざまなサービスがあります。まずはお気軽にご相談ください。

1 徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

関係者との
事前共有で安心!

行方不明になる可能性のある人の情報(氏名、住所、特徴、写真など)を事前に登録、民生委員・地域包括支援センター・警察・消防等に情報を共有し、見守りにつなげます。

2 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

事故のときも
保険で安心!

認知症高齢者等が、事故で第三者に損害を負わせて損害賠償責任を負った場合等に、これを補償する保険に加入します。

※**1**徘徊高齢者・障がい者等事前登録の利用者が対象です。

※暴行に起因する賠償責任等、保険金が支払われない場合があります。

※保険金の限度は1事故につき1億円です。

3 見守り安心マーク(かえるマーク)

連絡先が
わかって安心!

行方不明になる可能性のある人の連絡先を書いて本人の衣服にアイロンで貼れる反射素材の名札シールを配付します。



1 2 3 共通

- ▶対象者 65歳以上の人・65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能のある人
- ▶申請方法 ・申請書(高齢福祉課窓口または地域包括支援センターで配付)を提出
・豊田市ホームページから電子申請

4 徘徊者搜索機器(GPS)利用促進補助金

家族の居場所が
わかって安心! 

徘徊者搜索機器(GPS)機器の導入費用を補助します

▶補助対象経費(上限22,000円(税込み))

GPS機器の導入費用(本体、充電器、専用ケース等)、契約手数料

※上記以外(月額使用料等)は利用者負担です。補助は対象者1人につき1回までです。

▶手続きの流れ

- ①高齢福祉課又は地域包括支援センターで機器購入相談の上、業者と契約し、機器の利用を開始
- ②市指定の補助金申請書類を作成して市に提出し、補助金交付を受ける

▶対象者 65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能のある人

▶申請者(家族等) 市内在住で、対象者の早期発見のためにGPS機器を適切に使用・管理できる人

問合せ先 … 豊田市 福祉部 高齢福祉課

〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565-34-6984 FAX 0565-34-6793

メールアドレス:korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

裏面につづく

5

かえるメールとよた

(徘徊高齢者等情報配信システム)

行方不明になってしまったら...

行方不明になった高齢者等の情報(顔写真・服装・特徴等)を、
ご登録いただいている人へメールで一斉配信し、早期発見につなげるサービスです。

行方不明時の利用方法

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が
お済みでない方

※ひまわりネットワーク視聴者(TV画面テロップ表示)、
ラジオ・ラヴィット聴衆者(放送)、自治区、民生委員、
地域包括支援センター、市消防本部へも情報提供を行います!

①ご家族等が
警察へ行方不明届を提出

②ご家族等が警察への届出時に
市への情報提供書を記入

③警察が②情報提供書を基に
市へ情報提供

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が
お済みの方

①ご家族等が警察へ通報
(110番通報)

②以下、
高齢福祉課連絡先へ電話

かえるメール配信※

◆利用時間:8時30分~20時30分

◆行方不明届 豊田警察署 ☎ 0565-35-0110・足助警察署 ☎ 0565-62-0110

◆配信・解除依頼 豊田市福祉部 高齢福祉課 ☎ 0565-34-6984(直通)

※夜間・休日 ☎ 0565-31-1212(代表)

メール配信の登録にご協力ください!

①二次元コードを読み取って空メールを送信

②仮登録メールの送信

③利用規約に同意して申込み

④配信情報の選択「行方不明者情報」



行方不明者の発見にご協力ください。

日時:〇月〇日午前〇時
〇分頃
場所:豊田市〇〇町
氏名(がが表示)、性別、
年齢、身長、頭髪、着衣
や履物の特徴 ほか

▼画像を表示するには
こちらから
[URLリンク](#)



登録完了!

※通信料についてはメール受信者の負担になりますのでご注意ください

令和 7 年 4 月 2 3 日

自治区長 様

豊田市長 太田 稔彦
(公印省略)

令和 7 年国勢調査における調査員の推薦について (お願い)

日ごろは、統計調査にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和 7 年 1 0 月 1 日を調査期日として 5 年に 1 度の国勢調査が行われます。国勢調査は、統計法に基づきすべての国民を対象に実施する、最も重要な統計調査です。

調査にあたり、居住している世帯を漏れなく把握するためには、地域の実情に精通した皆様の協力が必要となります。

つきましては、前回の令和 2 年国勢調査同様に、調査員としてご協力いただきたく下記のとおり調査員の推薦にご協力お願い申し上げます。

記

1 依頼事項

(1) 調査区の地図を参考に、**その区域を調査する調査員候補者をご推薦**ください。

※選考方法は、各自治区にお任せします。

※お声がけの際には、調査員の仕事内容等が記載された「国勢調査 調査員について」を配布し、調査員協力の承諾をもらったうえで推薦してください。

(2) それぞれ配布する「**国勢調査 調査員推薦名簿 (裏面参照)**」にご推薦いただく**調査員候補者について記入**し提出してください。

※前回の国勢調査以降の統計調査に従事した方、及び令和 7 年国勢調査員に応募のあった方には事前に「調査員協力に係る意向確認」を行っています。ご協力の意向が確認できた方については氏名等を印字しています。

2 提出期限 **令和 7 年 6 月 1 3 日 (金)** ※返信用封筒を配布

3 問合せ先

豊田市役所総務部庶務課 統計担当

電話 3 4 - 6 9 8 6 FAX 3 3 - 2 2 2 1

令和7年国勢調査 調査員推薦名簿

〇〇〇 地区 自治区名
〇〇〇〇

NO	調査区 番号1	調査区 番号2	世帯概数	氏名		性別	生年月日	住所	電話番号(自宅)	
				フリガナ	カタカナ				電話番号(携帯)	電話番号(携帯)
1	1136		45	トヨタ	タロウ	男	昭和 平成 〇〇年 〇月 〇日	〒 471 - 8501 豊田市〇〇町〇〇1-1	0565-00-0000	090-0000-0000
2	1137		50	フリガナ		男	昭和・平成 年 月 日	〒 -		
3	1138	1139	92	フリガナ		男	昭和・平成 年 月 日	〒 -		
4	1149		55	チヨウサ	カズコ	男	昭和 平成 〇〇年 〇月 〇日	〒 471 - 8501 豊田市〇〇町〇丁目2-1	0565-00-0000	080-0000-0000
5	1153		63	フリガナ		男	昭和・平成 年 月 日	〒 -		
6	1161	1163	70	トウケイ	クニコ	男	昭和 平成 〇〇年 〇月 〇日	〒 471 - 8501 豊田市〇〇町〇〇丁目5	0565-00-0000	080-0000-0000

個人情報につき取扱い注意

別途配布する「自治区調査区地図」で調査区を番号で確認し、その区域を調査する調査員候補者について、「氏名」「性別」「生年月日」「住所」「電話番号」の記入をお願いします。

開発事業手続条例による開発事業の周知手続の お知らせと違反開発通報のお願い

1 豊田市開発事業に係る手続等に関する条例の周知手続のお知らせ

(1) 条例の目的

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者及び市民の役割や、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置等を定めることで、適切な開発事業の確保を図るため、平成29年10月から施行されました。

開発事業の種類

1号	道路、公園等の公共施設の整備を伴う開発行為で、区域の面積が500平方メートル以上（藤岡地区は1,000平方メートル以上）のもの
2号	第一種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設及び廃棄物処理施設の設置
3号	市街化区域以外における土地の区画形質の変更で、区域の面積が1ヘクタールを超えるもの
4号	都市計画法の許可を必要とする開発行為で、区域の面積が500平方メートル以上のもの
5号	高さが15メートルを超え、かつ、延べ面積が2,000平方メートル以上である建築物の建築
6号	長屋又は共同住宅であって、戸数が25戸以上であるものの建築
7号	病院、百貨店、ホテル等不特定多数の者を収容する建築物の建築
8号	土地の区画形質の変更で、区域の面積が1,000平方メートル以上のもの (例)・土砂・粘土採取 ・太陽光発電設備の設置 ・谷の埋立や盛土 ・農地を資材置き場や駐車場へ転用すること 等

(2) 開発事業者の義務

①関係法令確認	以下の手続を開始する前に、許可等の権限を有する処分庁に、開発事業が法律に適合するものであるか否かについて、確認しなければならない。
②標識の設置	事業区域内の道路に面した場所など見やすい場所に、開発事業の概要を記した標識を設置しなければならない。
③住民等への説明	近隣住民及び自治区長に開発事業の概要を説明しなければならない。
④説明会の開催	近隣住民、自治区長及び周辺住民から説明会の開催を求められたときは、説明会を開催しなければならない。
⑤要望への回答	近隣住民、自治区長及び周辺住民から良好な住環境の保全のための要望を記載した要望書が提出された場合は、回答しなければならない。

近隣住民：事業区域からの距離が10m以内の区域の居住者、建築物の所有者又は占有者

周辺住民：事業区域からの距離が50m以内の区域の居住者、土地の所有者

(3) 自治区長や近隣住民、周辺住民ができること

①説明会の開催請求	近隣住民、自治区長及び周辺住民は、開発事業者から開発事業の説明を受けた日又は標識が設置された日のいずれか遅い日の翌日から起算して14日以内に、開発事業者の説明会の開催を請求することができます。
②要望書の提出	近隣住民、自治区長及び周辺住民は、開発事業者から開発事業の説明を受けた日又は説明会の開催日のいずれか遅い日の翌日から起算して14日以内に、開発事業に係る良好な住環境の保全のための要望を記載した要望書を、市長を経由して開発事業者に提出することができます。なお、要望書には、開発事業に伴う具体的な懸念、開発事業者に要望する具体的な対策を明確に記述してください。
③相談・あっせん	近隣住民、周辺住民、自治区長及び事業区域に属する土地の所有者は、開発事業者と意見の調整ができないときは、市に対して相談やあっせんの申出をすることができます。

(4) 様式

「説明会開催請求書」「開発事業に対する要望書」は、様式集CDに掲載しています。

2 違反開発通報のお願い

開発事業によって、住環境に悪影響が生じている場合は、情報提供をお願いします。情報提供に基づく調査で条例等の違反が確認できれば、是正指導を行います。

右の二次元コードから
豊田市に情報提供する
ことができます。



スマートフォン等

3 担当及び問合せ先

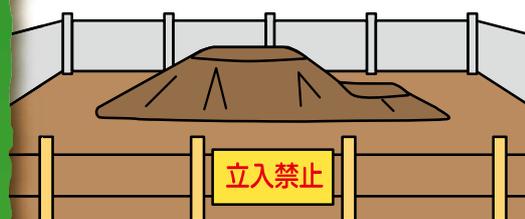
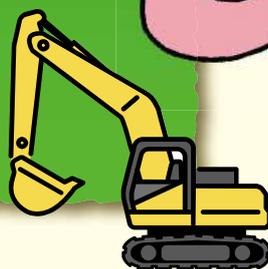
開発調整課 (☎34-6744)

E-mail : kaihatsu@city.toyota.aichi.jp

盛土等による災害を防ぐための、大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を
規制する取り組みが
始まります



盛土規制法が
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

令和5年

5月26日に施行され、

今後、都道府県や市で規制区域の指定が進められます。

危険な盛土等※による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、土砂の仮置きをいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



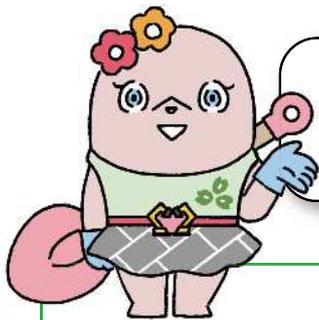
▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土砂の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟



廃棄された土砂の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域が指定されます

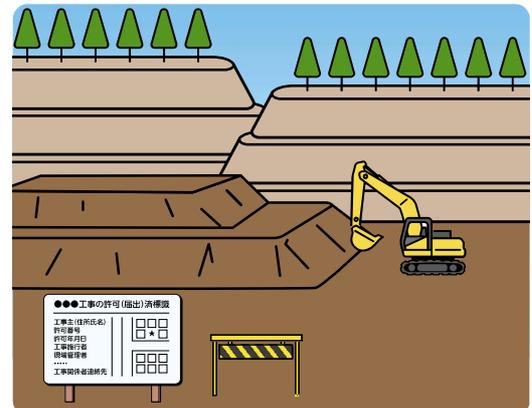
盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等※が盛土等を安全に保つ責務があります。



※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。



盛土等を規制する「規制区域」が指定されます

規制区域のイメージ

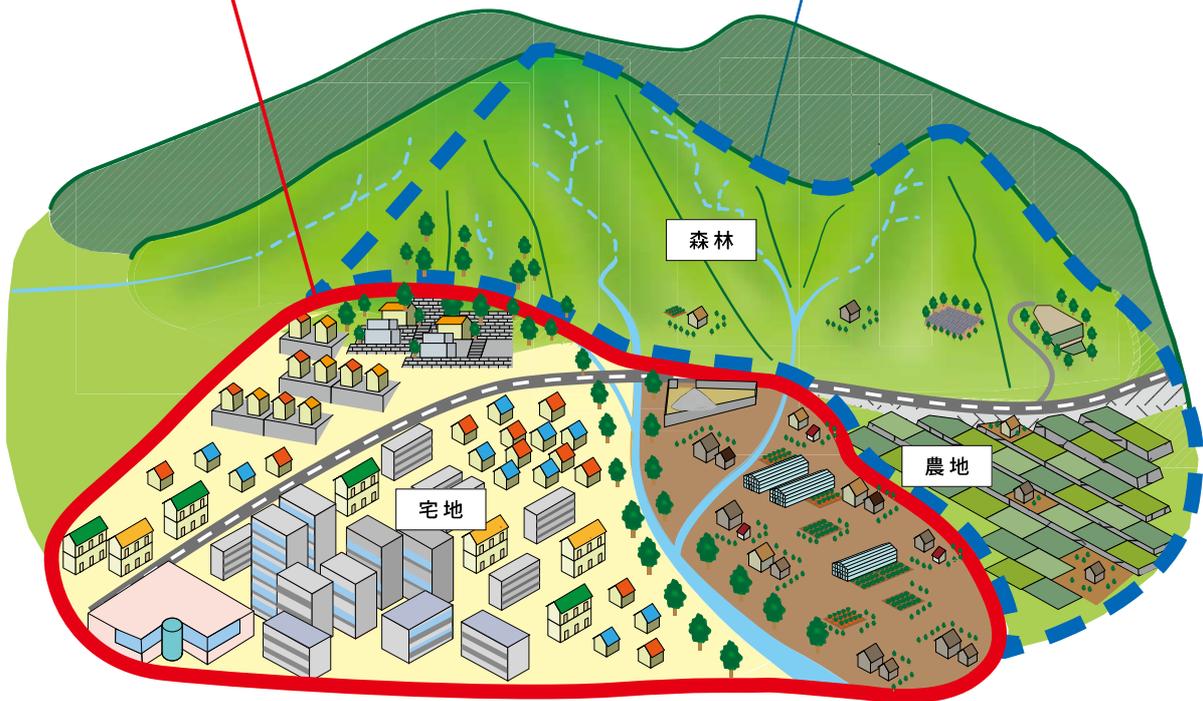
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県や市は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

規制区域は、都道府県や市が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

規制区域の指定状況は、都道府県や市にご確認ください。





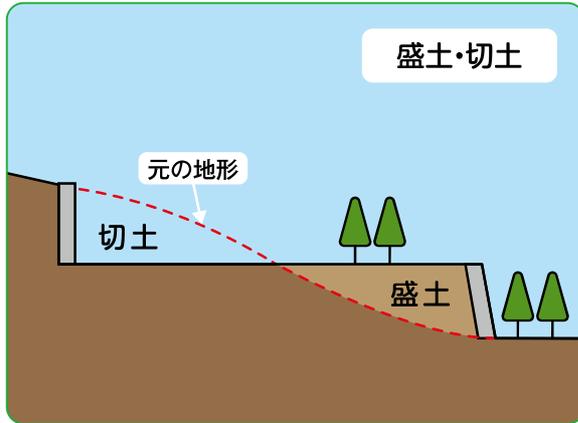
安全な盛土等をつくるために



主な規制対象

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県や市の許可が必要となります。

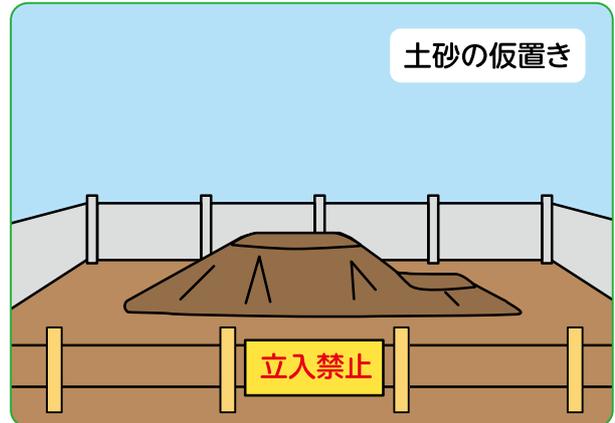
許可が必要となる盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。



盛土・切土

例えば…

- ・宅地を造成するための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



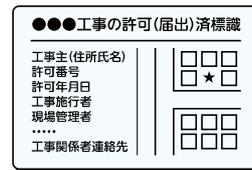
土砂の仮置き

例えば…

- ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

規制対象となる盛土等に対する措置

規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、**不正な盛土等を見つけやすくなります。**
標識がない等の不審な盛土等を見つけたら、最寄りの都道府県や市までお知らせください。



許可を受けた盛土等の近くには、左上のような看板が設置されます。

都道府県や市が許可地の一覧を公表

工事主が周辺住民に事前周知

工事主が工事現場に標識を掲示

注意

[無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります]

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下





安全な盛土等とするための基準が定められています



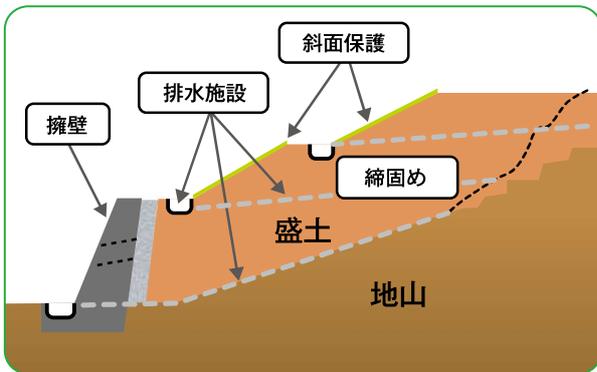
盛土等の安全基準

規制区域内で行われる盛土等の許可を受けるためには、安全基準に適合させる必要があります。

< 盛土・切土 >

安全基準の例(盛土)

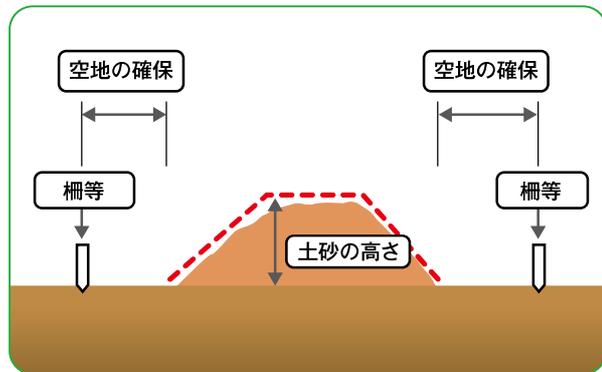
- ・盛土内に水がたまらないように排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締固めを実施 等



< 土砂の仮置き >

安全基準の例

- ・土砂が流れないように地盤勾配
- ・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等



許可申請から工事完了までの流れ

許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知



許可申請・許可

- 許可基準への適合
許可基準
 - ▶災害防止のための安全基準に適合すること
 - ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
 - ▶工事施行者が必要な能力を有すること
 - ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること
- 都道府県知事等の許可
都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表



工事完了

- 完了検査
安全基準への適合について検査



工事着手

- 現場での標識掲出
工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示
- 定期報告*
工事の施行状況について、定期的に報告
- 中間検査*
工事完了後に確認困難となる工程について検査
※一定規模以上の盛土等が対象です。





盛土等を安全な状態に保つためには維持管理が重要です



重要!! 盛土等の維持管理

- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- 土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。
- 盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが非常に重要です。

定期的に盛土等の状態を確認することが大切だね。



このような現象が見られる場合は注意が必要です!
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ



重要!! 不法な盛土等の早期発見のために

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。

不審な盛土等がないか、しっかり確認します。



盛土等についての Q&A

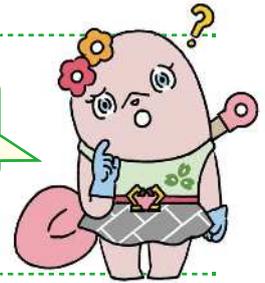


Q1 新たな法律はいつから施行されるの？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県や市が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の中か外かは、どうすれば分かるの？

都道府県や市のウェブサイトで確認することができます。

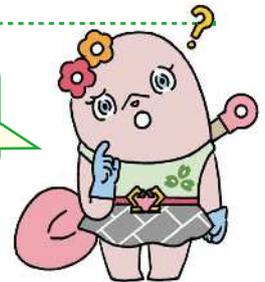


Q3 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要なの？

盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

Q4 土地を買う時、不動産屋さんから説明があるの？

規制区域内で不動産取引を行う場合は、重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることになります。



Q5 許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられるの？

許可された場合はウェブサイト等で公表されるほか、工事中は現場に標識の設置が必要となります。ただし、まだ規制区域が指定されていない場合や許可対象外の工事である場合もあります。

Q6 以前から近くの山中にあやしい盛土があるけど、危険なの？

盛土に割れが出ている、盛土から水が大量にしみ出している、といった現象が見られる場合は注意が必要です。まずは、都道府県や市の盛土担当部局までお知らせください。



盛土等の適正な管理で安全安心な暮らしを



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

自宅が盛土造成地に開発されたものかどうか、
調べる方法はある？

宅地を造成する場合、盛土と切土を組み合わせる手法が一般的です。このような盛土造成地のうち大規模なものについては、各地方公共団体のウェブサイトや以下のウェブサイトからマップ上で位置を確認することができます。

ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>

※「重ねるハザードマップの地図を見る」→「すべての情報から選択」→「土地の特徴・成り立ち」→「大規模盛土造成地」を選択

大規模盛土造成地においては、大規模地震時に崖崩れや土砂の流出による被害が発生したケースもあり、ご自宅が大規模盛土造成地の上にある場合は、5ページのような擁壁の割れなどが生じていないかなど、盛土等に問題がないか留意することが必要です。

※大規模盛土造成地マップは、大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土を示したものであって、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。

他にも、地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) で
昔の航空写真と見比べる方法や、
自宅ができる頃から近所に住んでいる人に
聞いてみる方法もあるよ。



土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”

また、今後、都道府県や市による規制区域内の既存盛土の分布状況に関する調査結果についても、それぞれのウェブサイト等で公表される予定です。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>

林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>



国土交通省



農林水産省



林野庁

令和7年4月23日

区長会役員 各位

豊田市選挙管理委員会
委員長 倉橋 靖俊**第27回参議院議員通常選挙における投票管理者等の推薦の御協力について（事前案内）**

日頃は、選挙事務の執行につきまして、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、令和7年7月28日任期満了による『参議院議員通常選挙』が執行されます。現時点では期日は定まっておりますが、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり事前に案内をさせていただきますので、御協力をよろしくお願ひします。

なお、後日該当区長へ、詳細を文書にて正式に依頼します。

記

1 『参議院議員通常選挙』依頼事項の概要**(1) 投票日当日における依頼内容・・・7月20日（日）投票日予定**

	豊田・藤岡南地区の投票所	藤岡（藤岡南を除く）・小原・足助・下山・旭・稲武地区の投票所
投票時間	午前7時から午後8時	午前7時から午後6時

①投票立会人 2名の推薦

「依頼先」 投票所の所在地の区長を代表者として推薦の依頼をします。
(関係区長と協議のうえ推薦をお願いします。)

- ・文書発送予定日・・・5月21日（水）頃
(提出期限：6月6日（金）)

②投票所の使用依頼（自治区管理の区民会館等を使用する場合）

「依頼先」 該当施設を管理する区長

- ・文書発送予定日・・・5月21日（水）頃
(提出期限：6月6日（金）)

裏面あり

(2) 期日前投票における依頼内容

	本庁、高橋・上郷・高岡・猿投・松平・藤岡支所	小原・足助・旭・稲武支所 下山交流館
投票期間 (予定)	公示日の翌日から16日間 7月4日(金)～7月19日(土)	投票日前日までの8日間 7月12日(土)～7月19日(土)
投票時間	午前8時30分から午後8時	午前8時30分から午後7時

①投票管理者 各日 1名の推薦

②投票立会人 各日 2名の推薦 ※一部の期日前投票場所(注)

「依頼先」 区長会役員の中から本庁及び支所ごとに1名の方を代表者として推薦の取りまとめの依頼をします。

(注) 一部の期日前投票場所・・・藤岡・小原・足助・旭・稲武支所
下山交流館

・文書発送予定日・・・5月9日(金)頃
(提出期限：5月30日(金))

(3) 選挙公報の配布依頼

参議院議員通常選挙の選挙公報(選挙区・比例代表の2種類)が発行されます。

広報とよたと同じ方法で自治区に配布しますので、大変恐縮ですが、各家庭への配布をよろしく願います。

◎各自治区への配布予定日・・・7月9日(水)～11日(金)頃

なお、愛知県から配送計画が示された段階で区長又は広報委員へ詳細な文書を発送します。

2 投票管理者及び投票立会人の主な仕事について

(1) 投票管理者の主な仕事について

①投票所において、選挙人に正しい投票を行わせるようにするとともに、投票事務が公正適確に処理されているか、投票の秘密が守られ、投票所内の秩序が十分保たれているかどうか等について常に注意してください。

②投票管理者とその職務代理者(市職員)は、投票事務の内容及びその進め方等について打ち合わせるとともに、公正適確に処理をしてください。

(2) 投票立会人の主な仕事について

①投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、投票管理者に協力してください。

②投票手続きの全般について立ち会ってください。

■ 選挙の動向については、今後の国会の動きを注視してくださるよう願います。

(問合せ先：豊田市選挙管理委員会事務局 電話番号 34-6667(直通))

令和 7 年 4 月 23 日

自治区長 各位

豊田市魅力創造部
観光誘客推進課長 酒井 一裕名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣について
(ご案内)

日頃は、市政に対し御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

みだしのこのことにつきまして、名古屋グランパス盆踊りの普及活動を通じて、より一層の地域のつながりや一体感の醸成につなげていただければと考えております。

つきましては、地域の夏祭りに、盆踊りを盛り上げるための「チアグランパス」をぜひ御活用いただきたく御案内いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

記

- 1 対 象 自治区またはコミュニティ内での夏祭り
- 2 派遣可能期間 令和 7 年 6 月 1 日 (日) ~ 8 月 3 1 日 (日)
- 3 内 容 「チアグランパス」によるグランパス音頭の指導・チアパフォーマンス
- 4 申込方法 別紙「申込書」に必要事項を記入し、メールで提出
- 5 申込締切 令和 7 年 7 月 3 1 日 (木)
- 6 そ の 他
 - ・ 試合日や他のイベントと重なっている等の理由で、派遣できない場合もございます。あらかじめ御了承ください。
 - ・ 詳細は、添付の(株)名古屋グランパスエイト案内文を御確認ください。

【連絡先】

豊田市魅力創造部 観光誘客推進課 原田
(TEL) 34-6758 (FAX) 32-9779
(E-mail) kankou@city.toyota.aichi.jp

名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣について（ご案内）

日頃は名古屋グランパスの活動に対しご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

弊社では2019年から「鯨の大祭典」を実施しております。鯨の大祭典は"尾張と三河がひとつになり、街への誇りと、人と人のつながりを生み出す"をコンセプトに、スタジアム以外でも街と一体となった取り組みを実施してきました。

その一環として、グランパスオリジナル盆踊り「グランパス音頭」の普及活動を通じて、地域の皆様とともに一層の地元とのつながりや一体感をつくりたいと考えております。つきましては豊田市内の地域の夏祭りの盛り上げに是非チアグランパスをご活用いただけると幸いです。ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【グランパス音頭とは】

鯨の大祭典が人と人のつながりを作り出し、地域の代表的なお祭りに成長していけるようにという思いから日本民謡研究会と一緒に制作したオリジナル盆踊り。スタジアムやイベントにてチアグランパスやグランパスくんが踊って盛り上げます。

1 対象

豊田市自治区またはコミュニティ内での夏祭り

2 派遣可能期間

2025年6月1日から2025年8月31日まで

3 派遣内容

名古屋グランパス公式チアチーム「チアグランパス」がお祭りにてグランパス音頭のレクチャーをしながら一緒に踊ります。またチアパフォーマンスも披露いたします（所要時間は15～20分程度を想定。ご相談に応じます。）。

4 チアグランパス派遣費用

無償で派遣させていただきます。 ※チアグランパスの派遣人数は2～3名（予定）となります。

5 申し込みの流れ

- ① 電話（052-261-2662）にて空き状況の確認
- ② 別紙の申込書に必要事項を記入し、メールまたはFAXにて事務局へ
- ③ 事務局担当者から連絡させていただき、打ち合わせを行う。

6 備考

- ・名古屋グランパスホームゲーム開催日や他のイベントスケジュールと重なっている場合等により派遣できない可能性がございます。先着順にて、派遣枠を押さえますので、検討いただける場合は、いったん、お電話等にて、空き状況の確認をお願いします。
- ・着替えが可能な控室のご準備をお願いいたします。
- ・派遣内容の詳細に関しては別途ご相談させていただきます。

7 申込方法及び申込期間

別紙「申込書」に必要事項を記入しメール、FAXでご提出ください。

申込締切：2025年7月31日（木）

<問い合わせ／申し込み>

(株)名古屋グランパスエイト チアグランパス事務局

委託先：(有)ザットインターナショナル 松下

電話：052-261-2662 [E-mail : grampus@zat.co.jp](mailto:grampus@zat.co.jp)

【送付先】(株)名古屋グランパスチアグランパス事務局

E-mail アドレス: grampus@zat.co.jp

* イベント実施日の 30 日前までにお申し込みください。

令和年 月 日

名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣申込書

下記のとおり、チアグランパス派遣の申込をいたします。

組織名	
御担当者名	
住 所	
電話番号/FAX	/
担当者メールアドレス	

イベント名	
イベント日時 ～イベント全体の日時を記入～	月 日 () 時 ～ 時
グランパス音頭パフォーマンス時間 ～イベント内でのグランパスの時間を記入～	時 ～ 時
チアグランパス控室 ※外から見えない場所をご用意ください	必須(専用控室をご用意ください。控室合同の場合は事前に御相談ください。)
ステージ、櫓の大きさ	
音響機器の有無	CD 音源での再生(可 ・ 不可) マイク本数(本)
グランパスの幟・フラッグ掲出	可 ・ 不可 要相談()
想定参加人数	100 人以下 ・ 101 人～500 人 ・ 501 人～1000 人 ・ 1000 人以上
告知について	グランパス公式 HP・チアグランパス公式 Instagram にて告知いたします。
スタッフ駐車場	スタッフ用に2台ご用意をお願いします。
スタッフ集合時間	イベント開始の1時間前までにスタッフが会場へ到着します。

＜チアグランパス派遣申込についての問い合わせ＞

(株)名古屋グランパスエイト チアグランパス事務局
(有)ザットインターナショナル 松下)
E-mail アドレス: grampus@zat.co.jp

令和7年4月23日

豊田市区長会役員 様

都市整備部 開発調整課
課長 大光 圭二

「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」「盛土規制法」の
周知について（依頼）

日頃は、市政に御理解と御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

見出しの条例制度の更なる御理解をいただき、安全・安心で快適なまち
づくりにつなげるため、5月又は6月の各地区区長会で条例制度の内容
等を順次説明しますので、御協力をお願いします。

《問合せ先》

豊田市役所 都市整備部 開発調整課
監視啓発担当 山田、河北
TEL : 0565-34-6744（直通）
FAX : 0565-34-6011

豊こ若発第 4 号
令和 7 年 4 月 23 日

地区コミュニティ会議会長 様

豊田市長 太田 稔彦
(公印省略)

二十歳のつどい検討委員会での検討結果について（報告）

春陽の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろは、当市の青少年健全育成事業に対して多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 3 月 5 日に区長会代表の方や二十歳代表の方などの関係者に御参加いただき、二十歳のつどい検討委員会を開催したことを受けて、別紙のとおり報告します。

なお、今年度開催する令和 8 年二十歳のつどいから、今回の検討結果に基づき式典を開催いたしますので、御承知おきください。

【連絡先】

豊田市子ども・若者政策課 清水、大澤

電 話：34-6630

F A X：34-6938

E-mail：kowaka@city.toyota.aichi.jp

0 二十歳のつどいの開催意義

(1) 開催目的

- ①社会全体で若者の成長を祝う
- ②若者の社会人としての自覚と地域への愛着心を育む
- ③若者が進んで社会に参加する動機付けの機会とする

1 会場について

- ・地区開催方式で、二十歳のつどいを通じて地域との繋がりや関わりを持つことや地域の魅力の再認識に繋がると考えられるため、**地区分散方式での開催を継続**する。

<参考：二十歳のつどい参加者アンケート>

地域での活動で今後どのようなものなら参加したいと思いますか				
地域のお祭りの手伝い	地域でのボランティア活動（立哨や花壇の整備など）	交流館主催のふれあいまつりなどへの手伝い	地域会議などへの出席（月に1回程度の参加）	その他
135	37	45	9	17

- ・次回検討委員会においても、今後の情勢を踏まえて中央集中方式等による開催の是非を検討する。

2 記念品について

- ・令和8年（7年度）は、記念品代を1人1,500円に増額する。
- ・今後の方向性については、引き続き協議を継続する。

3 委託費について

①物価高騰に合わせた予算総額を増額する

- ・令和7年度の記念品代は、物価高騰やラッピング代を考慮し、一人当たり1,500円とするほか、人数見込みの積算を増やし、予備分の予算も確保する。
- ・令和7年度の会場設営費は、物価高騰を考慮し、下表の金額に増額する。
- ・今後数年間、物価高騰に合わせ、予算総額を増額する。

費目名	金額
式典費	上限9万円
実行委員会費	上限8万円
記念行事費	上限11万円+（500円×人数見込み）
記念品代	1,500円 ×人数見込み
（会場設営費）	見積額（上限額は会場区分ごとに設定）
（会場使用料）	見積額（上限額20万円）
（看板製作費）	見積額（上限12万4千円） ※経年劣化等により更新が必要な場合

会場設営費の区分	上限金額
ベース金額	6万円
養生代（加算分）	36万円
暖房借用代（加算分）	21万円

②使途のルールを緩和する

- ・市費を財源とし、特定の人に対して多大な品物を贈与することは市費の使途として相応しくないが、市費を執行しないのであれば、ビンゴの実施は可能とする。
- ・空気が乾燥する時期の長時間の開催かつ話をする場面が多いため、飲料代を式典費や記念行事代から執行可能とする。

③流用のルールを緩和

- ・記念品代への流用や、会場設営費からの流用以外は流用可能とする（記念品代を流用元にすることや会場設営費への流用は可）。
- ・予算全体から1万円以上余った場合は、市に返還。

4 メタバース二十歳のつどいについて

- ・開催日：令和8年1月17日（土）又は18日（日） ※夜間を想定
- ・対象者：令和7年度に20歳を迎える若者のうち、参加を希望する方
- ・告知方法：広報とよた8月号にて告知
- ・参加申込方法：市のホームページ上にて参加申込

5 写真アップロードサービスについて

令和8年（7年度）以降、写真アップロードサービスを実施できるように検討する。

資料 1 2
5 月 区 長 便

令和 7 年 4 月 2 3 日

自治 区 長 様

交 通 安 全 防 犯 課 長 菊 池 雄

第 8 次 豊 田 市 防 犯 活 動 行 動 計 画 に つ い て (情 報 提 供)

日 頃 は、防 犯 活 動 の 推 進 に 格 段 の 御 理 解 と 御 尽 力 を い た だ き、厚 く 御 礼 申 し 上 げ ます。

さ て、令 和 7 年 度 か ら 令 和 9 年 度 を 計 画 期 間 と す る「第 8 次 豊 田 市 防 犯 活 動 行 動 計 画」を 策 定 し ま し た。つ き ま し て は、計 画 の 概 要 に つ い て 情 報 提 供 さ せ て い た だ きます。

< 問 合 せ >

豊 田 市 役 所 地 域 活 躍 部 交 通 安 全 防 犯 課 田 中

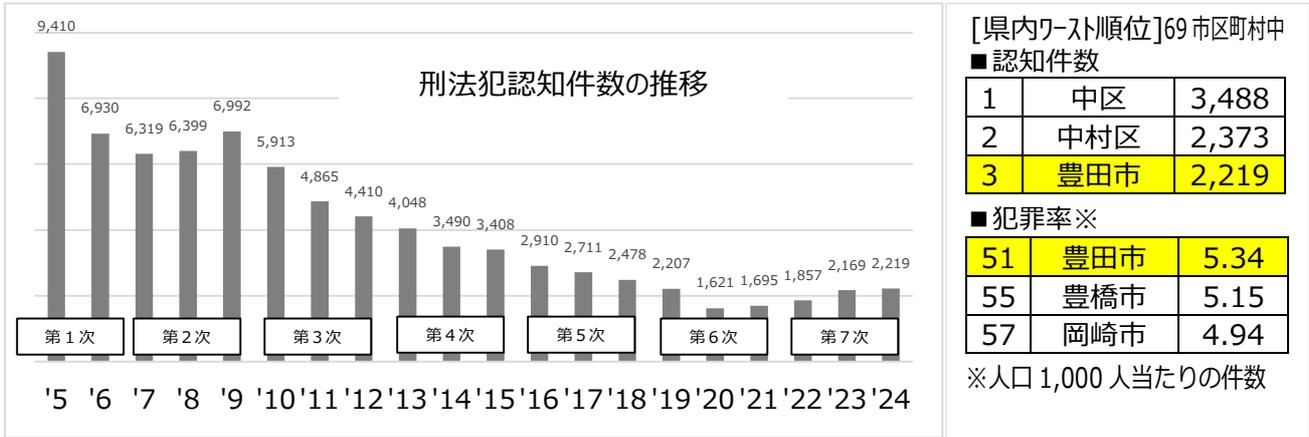
電 話 3 4 - 6 6 3 3

FAX 3 2 - 3 7 9 4

メー ル bouhan@city.toyota.aichi.jp

第8次豊田市防犯活動行動計画の策定について【概要】

豊田市は、豊田市犯罪のないまちづくり条例（平成18年条例第80号）第12条に基づき、犯罪のないまちづくりに関する施策を体系的に推進していくため、防犯活動行動計画を策定しています。



第8次豊田市防犯活動行動計画の概要

- 計画期間** 2025年度～2027年度（令和7年度～令和9年度）
- 目標** 犯罪のない安心して生活することのできるまちづくりを目指し、
刑法犯認知件数を再び減少に転じさせる（基準値：2024年 2,219件）
「住宅対象侵入盗」「自動車関連窃盗」「自転車盗」「特殊詐欺」を重点的に減少させる

3 基本方針・重点取組項目

基本方針	重点取組項目	主な推進事業
I 地域防犯力の向上 [評価指標] ・防犯リーダー数↑ ・防犯カメラ運用自治区数↑	1 担い手の育成・創出 2 自主防犯活動の支援・促進 3 防犯環境整備の促進 4 関係機関との連携・協力	・防犯リーダー養成講座の実施【新規】 ・ながら防犯活動の促進【新規】 ・自治区向け防犯カメラ短期設置事業【新規】
II 防犯意識の醸成 [評価指標] ・無施錠被害率・件数↓	5 施錠+1習慣の醸成 6 子どもの防犯意識の醸成 7 高齢者の防犯意識の醸成 8 防犯情報の提供	・小・中・高生対象自転車施錠啓発【新規】 ・子どもの防犯教室（全校対象） ・高齢者世帯訪問（全75歳以上対象） ・防犯アプリ「アイポリス」導入促進【新規】
III 犯罪の起きにくい環境づくり [評価指標] ・市民の安心感↑	9 防犯環境整備の推進 10 巡回活動の強化	・主要交差点等防犯カメラ整備 ・市営駐輪場の防犯環境整備 ・疑似パトによる青パト巡回【拡充】
IV 犯罪被害者等の支援	11 支援体制の構築・支援 12 市民への理解促進	・犯罪被害者等見舞金の給付【新規】 ・犯罪被害を学ぶ講演・職員研修【新規】

4 推進事業

重点取組項目	推進事業
1 担い手の育成・創出支援	① 防犯リーダー養成講座の実施【新規】
	② 防犯ボランティア・ステップアップ講座の実施
	③ 防犯功労者・団体表彰
	④ ながら防犯活動の促進【新規】
2 自主防犯活動の支援・促進	⑤ 自主防犯活動用物品の支給
	⑥ 青色防犯パトロール活動への支援
	⑦ 犯罪のないまちづくり活動自主研修会への支援
3 防犯環境整備の促進	⑧ まちの防犯診断の推進
	⑨ 防犯カメラ短期設置事業【新規】
	⑩ 防犯設備整備費補助金制度
4 関係機関との連携・協力	⑪ 警察署と連携した啓発
	⑫ 地域安全活動事業に関する協定（防犯協会への負担金）
	⑬ 防犯ネットワーク会議構成団体間の連携
	⑭ 安全なまちづくり市民大会
	⑮ パートナーシップ協定締結事業者等との連携による啓発
5 施錠+1 習慣の醸成	⑯ 小・中・高生対象の自転車施錠啓発【新規】
	⑰ 自転車・自動車・住宅の施錠+1（プラスワン）の対策啓発
	⑱ 住宅の防犯診断
6 子どもの防犯意識の醸成	⑲ 新入学児童への防犯ブザー配付
	⑳ 子どもの防犯教室
7 高齢者の防犯意識の醸成	㉑ 高齢者世帯訪問の推進
	㉒ 高齢者団体への防犯講話
	㉓ 特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金制度
8 防犯情報の提供	㉔ 「緊急メールとよた」による迅速な防犯情報の提供
	㉕ ホームページ・広報・回覧による防犯情報の提供
	㉖ 出前講座による防犯情報の提供
	㉗ 防犯アプリ「アイチポリス」の導入促進【新規】
9 防犯環境整備の推進	㉘ 主要交差点防犯カメラの設置・管理
	㉙ 市営駐輪場の防犯環境整備
10 巡回活動の強化	㉚ 通学路の青色防犯パトロール
	㉛ 深夜の青色防犯パトロール（疑似パトによる巡回）【拡充】
	㉜ 地域安全指導員による青色防犯パトロール
	㉝ 広報車両による特殊詐欺被害防止等青色防犯パトロール
11 支援体制の構築・支援	㉞ 総合的対応窓口の設置【新規】
	㉟ 犯罪被害者等見舞金の給付【新規】
	㊱ 犯罪被害を学ぶ職員研修【新規】
12 市民への理解促進	㊲ 市民向けの広報啓発【新規】

※第8次豊田市防犯活動行動計画（本編）は、豊田市ホームページで公表しています。